

第2期和光市スポーツ推進計画

(令和5年度～令和9年度)

【 素 案 】

和 光 市

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画における「スポーツ」の概念	3
5 計画における対象区分	3
6 スポーツをめぐる現状	4

第2章 和光市における現状と課題

1 和光市を取り巻く環境	11
2 スポーツ・レクリエーション活動に関する市民意識調査結果	17
3 現計画の評価	32
4 今後の計画における課題	37

第3章 計画の基本理念・基本方針

1 計画の基本的な考え方	41
2 施策の体系	42
3 基本方針	43

第4章 施策の展開

1 基本方針1 誰もがスポーツを楽しめる環境の充実	45
2 基本方針2 スポーツによる社会課題の解決	50
3 基本方針3 スポーツを通じた地域活動の充実	54
4 成果指標	56

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	57
2 計画の進行管理	58

資料編

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

スポーツは多くの人々に親しまれ、精神面では、スポーツによって得られる達成感や仲間との連帯感などをもたらす、身体面では、体力の向上や生活習慣病の改善が期待され、心身両面にわたる向上をもたらします。

国では、平成23年に制定したスポーツ基本法において、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利であるとし、スポーツは、青少年の健全育成や地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、更に我が国の国際的地位の向上など、国民生活において多面にわたる役割を担うものとしています。

さらに、平成24年3月には、スポーツに関する施策の基本的な計画として「スポーツ基本計画」を策定し、計画期間の満了に伴い、平成29年3月には「第2期スポーツ基本計画」を策定し、スポーツ施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

令和4年3月には、第2期スポーツ基本計画の計画期間終了にともない、東京オリンピック・パラリンピックのレガシーの継承・発展に向けた重点的に取り組むべき施策を示すとともに、『①スポーツを「つくる／はぐくむ」、②「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる、③スポーツに「誰もがアクセス」できる』の「新たな3つの視点」を支える具体的な施策を示した「第3期スポーツ基本計画」を策定しました。

埼玉県でも、平成30年3月に策定した「埼玉県スポーツ推進計画（第2期）」において、『スポーツがつくる 活力ある埼玉』を基本理念に掲げ、「県民の誰もが、各々の関心や適性等に応じて、生涯にわたって自発的かつ日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、そしてスポーツを支える活動に参画することのできる機会を確保する」ことを目指しており、現在、「第3期埼玉県スポーツ推進計画」（令和5年度からの5か年）の策定に向けた審議を進めているところです。

本市でも、平成25年に「スポーツを通じて健康で生きがいのある人生を実現するために」を基本理念とした「和光市スポーツ推進計画」を策定し、スポーツを「する」機会だけでなく、「観る」、「支える」機会を提供するとともに、スポーツの場づくりを通して、市民の誰もがスポーツに親しめる環境整備に取り組んできました。

今後、少子高齢化の進行や、国が示す「新しい生活様式※」でのスポーツのあり方についての対応などを踏まえ、スポーツ奨励や健康増進、病気の予防に関する取組などに、より一層力を入れていくことが必要とされています。

こうした、国や県の考え方、さらには、社会情勢の変化を踏まえ、本市においても、より一層のスポーツ振興、さらには、スポーツを通じた市民の健康増進の取組を推進することを目的として令和5年度を初年度とする「第2期和光市スポーツ推進計画（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

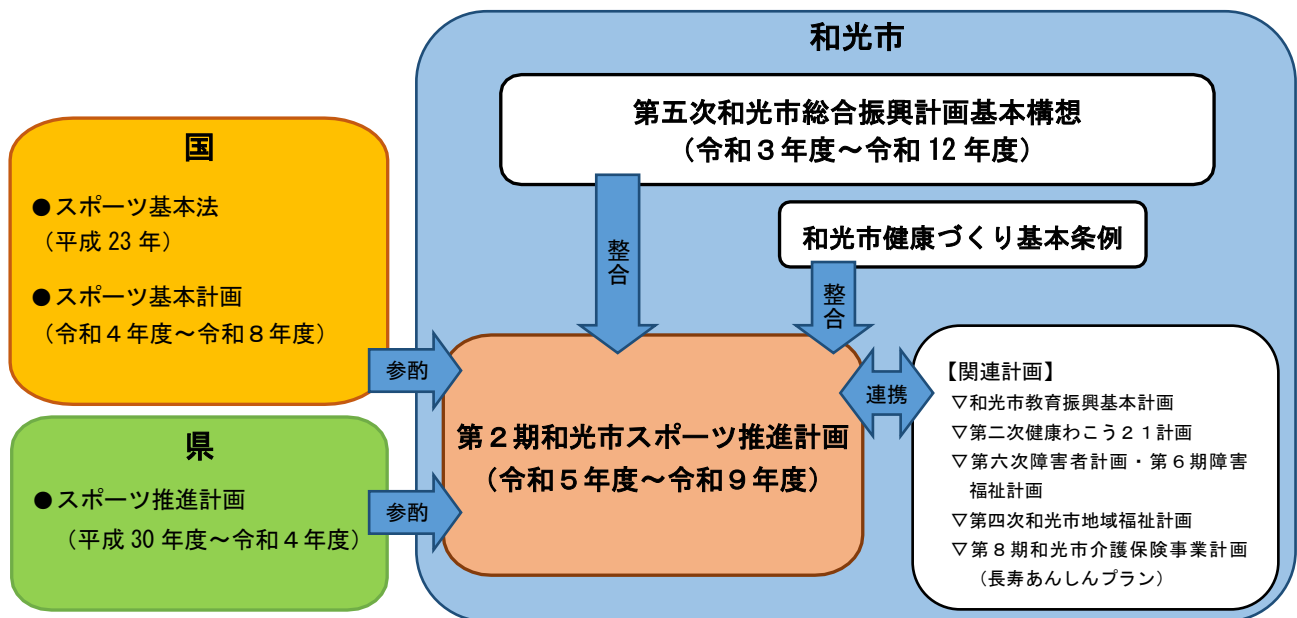
※新型コロナウイルス感染症が、長期間にわたり感染拡大するのを防止するために、厚生労働省が公表した行動指針。基本的な感染対策として「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」の実践を推奨している。

2 計画の位置付け

本計画は、市民がそれぞれのライフステージや興味・関心・適性等に応じて、誰もが生涯にわたってスポーツに親しむとともに、スポーツを楽しみ、健康で活力ある社会を実現するため、また、スポーツを通じて地域の活性化を図り、以て、地域課題の解決につなげる基本的な方向性を示すものです。

本計画は、スポーツ基本法第9条に基づいて国が策定した『スポーツ基本計画』を参考としつつ、同法第10条に基づく地方スポーツ推進計画として位置付けられるものです。また、計画の策定にあたっては、本市のまちづくりの基本的な方向性を示した『第五次和光市総合振興計画基本構想』をはじめ、健康・福祉、教育、産業振興などの各分野の関連計画との連携も含めて、広い意味での本市のまちづくりにスポーツの推進を通じて寄与する計画として策定するものです。

【第2期和光市スポーツ推進計画の位置づけ】



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

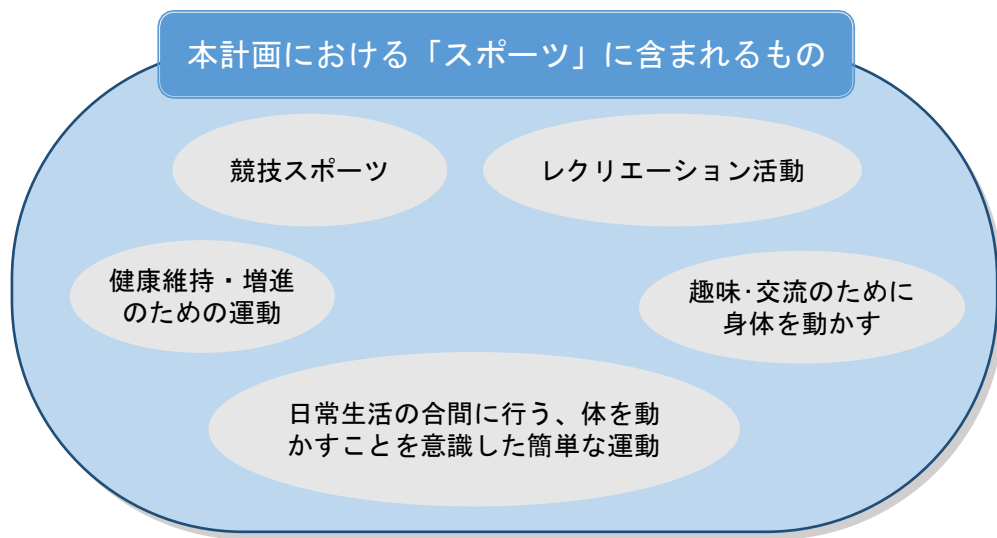
ただし、国内外の動向や社会情勢の変化に応じて、適切な施策の推進を図る必要が生じた場合は、計画期間内であっても見直しを行うものとします。

平成 24年度 (2012年)	25年度 (2013年)	26年度 (2014年)	27年度 (2015年)	28年度 (2016年)	29年度 (2017年)	30年度 (2018年)	31年度 (2019年)	令和 2年度 (2020年)	3年度 (2021年)	4年度 (2022年)	5年度 (2023年)	6年度 (2024年)	7年度 (2025年)	8年度 (2026年)	9年度 (2027年)		
国：第1期スポーツ基本計画					国：第2期スポーツ基本計画					国：第3期スポーツ基本計画							
		県：第1期スポーツ推進計画				県：第2期スポーツ推進計画				県：第3期スポーツ推進計画							
		和光市スポーツ推進計画				(平成30年3月改訂) → 延長				本計画(令和5年～9年度)							
										第五次和光市総合振興計画基本構想							

4 計画における「スポーツ」の概念

スポーツ基本法では、スポーツを「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人または集団で行われる運動競技その他身体活動」としています。

この考え方を踏まえ、本計画では、競技スポーツをはじめ、体力づくりや健康の維持・増進のために計画的・意図的に実施する運動のほか、趣味や交流のために気軽に身体を動かすことやレクリエーション活動、体を動かすことを意識した通勤・通学や仕事・家事等の日常生活の合間に行う簡単な運動など（身体活動）も「スポーツ」として幅広く捉えることとします。



5 計画における対象区分

和光市スポーツ推進計画（改訂版）（以下、「現計画」という。）では、ライフスタイルが大きく変わる時期として4つの対象に区分し、それぞれの現状・課題に対して施策を実施しています。

本計画でも、同様に4つの対象に区分し、それぞれの現状・課題に対する施策を実施することとします。

0～6歳 (乳幼児期)	心身の発達を促すことを主な目的とする時期	7～15歳 (小・中学生期)	みんな(個人を含む)でスポーツを行う楽しさを知ることが主な目的とする時期
15～60歳 (中間年齢層期)	スポーツを通じて友人・地域・家族間のコミュニケーションの向上を図り、また、体力面の向上、ストレス解消することを主な目的とする時期	概ね60歳以上 (退職後・高齢期)	スポーツを通じて友人・地域・家族間のコミュニケーションを高め、また、体力面の維持、向上、ストレス解消することを主な目的とする時期

6 スポーツをめぐる現状

1 国の動向

① スポーツ基本法

スポーツ基本法では、これまでの「スポーツ振興法」（昭和36年制定）を全面改定する中で、基本的人権として「国民が自主的にスポーツを行う権利であり、あらゆる場面においてスポーツを行う権利の確保が図られる必要がある」とするスポーツ権を確立しました。（平成23年6月公布、同年8月施行）

② スポーツ庁の設置

平成27年10月には文部科学省の外局として、国のスポーツ振興その他のスポーツに関する施策の総合的な推進を目的としてスポーツ庁が創設されました。

③ スポーツ基本計画

スポーツ基本法第9条に基づき、今後10年間の基本方針及び今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を設定した「スポーツ基本計画」（平成24年3月）が策定されました。

その後、平成29年3月には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）の開催を含む5年間の日本のスポーツの重要な指針を示した「第2期スポーツ基本計画」が策定されました。

■ 第2期スポーツ基本計画の概要

中長期的な スポーツ政策の 基本方針	1 スポーツで「人生」が変わる！ 2 スポーツで「社会」を変える！ 3 スポーツで「世界」とつながる！ 4 スポーツで「未来」を創る！
今後5年間に総合的 かつ計画的に取り組む 施策	1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、 そのための人材育成・場の充実 2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現 3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備 4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

現在は、今後のスポーツのあり方を見据え、令和4年度から令和8年度までの5年間で国等が取り組むべき施策や目標等を定めた、新たな「第3期スポーツ基本計画（令和4年3月）」が策定されています。

■ 第3期スポーツ基本計画の概要

○東京2020大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に寄与する重点施策を提示 ・持続可能な国際競技力の向上 ・大規模大会の運営ノウハウの継承 ・共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進 ・地方創生・まちづくり ・スポーツを通じた国際交流・協力 ・スポーツに関わる者の心身の安全・安心確保
○スポーツの価値を高めるための「新たな3つの視点」と具体的な施策を提示 ①スポーツを「つくる／はぐくむ」 ②「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる ③スポーツに「誰もがアクセス」できる
○今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策を提示 ①多様な主体におけるスポーツの機会創出 ②スポーツ界におけるDXの推進 ③国際競技力の向上 ④スポーツの国際交流・協力 ⑤スポーツによる健康増進 ⑥スポーツの成長産業化 ⑦スポーツによる地方創生、まちづくり ⑧スポーツを通じた共生社会の実現 ⑨スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化 ⑩スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材 ⑪スポーツを実施する者の安全・安心の確保 ⑫スポーツ・インテグリティの確保

2 県の動向

① 埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例

埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例は、スポーツ（運動競技及びレクリエーションその他の目的で行う身体の運動をいう）が健康の維持増進、高齢者等の介護予防、青少年の健全育成、地域の連帯感の醸成等に大きく寄与することを踏まえ、スポーツ振興のまちづくりに関する施策を総合的に実施することで、県民の健康及び福祉の増進につなげることを目的に、平成18年12月に策定されました。

② 埼玉県が行うスポーツ施設の整備及び充実等に関する指針

「埼玉県が行うスポーツ施設の整備及び充実等に関する指針」では、「埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例」に基づき、県民がいつでも気軽にスポーツに親しむことができるよう、県が行うスポーツ施設の整備及び充実のための具体的方策を定めるとともに、県と市町村、県民及び民間事業者との協力の下に施策の推進に努めるべきとしています。

③ 埼玉県スポーツ推進計画

「スポーツを通じた元気な埼玉づくり」を基本理念として、県民がいつでも、どこでも、いつまでもスポーツに取り組める環境づくりを推進するため、平成25年1月に「埼玉県スポーツ推進計画」が策定されました。

平成30年3月には、「スポーツがつくる 活力ある埼玉」を基本理念として、3つの基本目標と今後5年間に取り組む施策を定めた「埼玉県スポーツ推進計画（第2期）」が策定されました。

■ 埼玉県スポーツ推進計画（第2期）の概要

基本目標	1 県民誰もがスポーツを楽しむ元気な埼玉 2 スポーツの力で築く魅力あふれる埼玉 3 世界を目指して飛躍するスポーツ王国埼玉
今後5年間に取り組む施策	1 スポーツ参画人口の拡大…「する」「みる」「ささえる」スポーツ文化の醸成 2 子供のスポーツ活動の充実…生涯にわたり、スポーツに親しむ心を育てる 3 スポーツを通じた地域の活性化…スポーツを元気で魅力ある埼玉づくりの推進力に！ 4 世界に羽ばたくトップアスリートの輩出…スポーツ王国埼玉をささえるアスリートへの積極的支援

現在、県では次の「第3期埼玉県スポーツ推進計画」（令和5～9年度）の策定に向け、埼玉県スポーツ推進審議会にて審議を進めており、以下の施策体系が検討されています。

■ 第3期埼玉県スポーツ推進計画（令和5年3月策定予定）の概要

基本理念	【※審議会の公表を待って修正】
目標1：多彩なスポーツの機会創出 ～県民一人一人がスポーツの価値を享受～	施策1…スポーツをささえる基盤づくり 施策2…スポーツを楽しむことができる多様な機会の創出
目標2：すべての県民にスポーツを ～誰もが生涯に渡る充実したスポーツライフを～	施策3…子供・若者のスポーツ活動の充実 施策4…スポーツ実施率の低い女性、働く世代・子育て世代のスポーツ機会の充実 施策5…障害者のスポーツ機会の充実 施策6…スポーツを通じた高齢者の健康増進・生きがいづくり
目標3：県民に夢と希望を与える埼玉 トップアスリートの輩出 ～スポーツ先進県埼玉の更なる発展への支援～	施策7…スポーツ科学によるアスリート（パラアスリート含む）競技力向上 施策8…スポーツ・インテグリティ及び安全・安心の確保
目標4：社会におけるスポーツの力の発揮 ～スポーツを通じた絆の強い活力のある社会の実現～	施策9…スポーツによる共生社会の実現 施策10…スポーツを通じた地域の活性化

3 現在の社会情勢

① 少子高齢化社会の進行

我が国でも、全国的に少子高齢化が進んでおり、一層の長寿社会を迎えることが予測されています。また、超高齢社会の到来により、生活習慣病や医療費負担が増加し、今後の大きな社会問題の一つとして取りあげられています。

そうした中、高齢者が健康で豊かな生活を送るためには、スポーツにより意識的に体を動かすことで健康寿命を延ばし、豊かな人生経験を生かした地域社会での活躍の場づくりや地域や世代間の交流を伴う生きがいづくりが必要となります。

②新しいスポーツの広がり

社会・生活上で新しい技術や道具が開発されるごとに、余暇において、その技術・道具を用いた競技やレクリエーションが誕生してきています。

他にも、世界各地で民俗的に伝わってきたものでも、ルールが易しく年齢や体力にかかわらず誰もが挑戦しやすいスポーツがニュースポーツとして日本でも注目を集めてきています。

このような背景を踏まえ、国では、誰もが、各々の年代や関心・適正等に応じて日常的にスポーツに親しむことのできる機会を創出するために、「スポーツ」の概念を伝統的な競技種目以外にも広げて「スポーツ」に対する心理的ハードルを下げるとともに、官民連携による個人の行動変容を促す新たなスポーツのスタイル等を開発し、スポーツ実施人口の拡大を図る取組を進めています。

③東京 2020 大会の開催

新型コロナウイルス感染症の影響下にあって、様々なスポーツが中止・延期等を余儀なくされ、スポーツに親しむ機会が失われていく中、国ではガイドラインを策定するなどして感染症対策を徹底し、無観客開催や入場者数制限、あるいはデジタルを活用した新しい観戦方法の導入といった様々な創意工夫を凝らしながら、スポーツを通じて人々や社会を勇気づける取組、日常を取り戻す取組を継続してきました。その結果、令和3年夏に、原則、無観客での実施とはなりましたが、1年延期された東京2020大会が「スポーツを通じて心と身体を鍛え、世界の国々の人々と交流し、平和な社会を築くこと」を目的に開催され、世界中から集まったトップアスリートにより繰り広げられた数々の熱戦の様子が、国内外の多くの人々に届けられました。

今後は、大会に向けたハード・ソフト両面に渡る多面的な取組により創出された社会資本・経済的恩恵・文化的財（レガシー）をどのように活用するかが課題となることから、東京都では、レガシーをどうスポーツ振興に活かし、都市の中で根付かせていくか、その姿を示すための「TOKYO スポーツレガシービジョン」を令和4年1月にとりまとめ、成熟した都市として新たな進化を遂げるための取組を進めています。

④SDGsへの役割

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、平成27年の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指すために17のゴール（目標）と169のターゲットから構成された世界共通の開発目標のことです。

国でも、SDGsの達成に向けてスポーツで貢献していくことを働きかけており、スポーツの持つ人々を集める力や人々を巻き込む力を使って、SDGsの認知度向上、ひいては、社会におけるスポーツの価値の更なる向上に取り組んでいます。

⑤新型コロナウイルス感染症への対応

令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、全国的にスポーツ施設の利用制限、学校運動部活動やアマチュアのスポーツ大会・イベントの延期・中止などの措置が取られ、感染拡大防止対策による外出自粛などもあり、運動不足による身体的、精神的な健康被害が生じています。

そのため、国が示した「新しい生活様式」を実践し、中長期に渡り感染症対策と向き合う中でも、健康の保持・増進だけでなく、ストレス解消、自己免疫力を高めてウイルス性感染症を予防するためにも、意識的に運動・スポーツに取り組むことが重要です。

■安全・安心に運動・スポーツに取り組むポイント、手軽な運動事例

◇テレワークで座位時間が増えた方向け

With コロナ時代に運動不足による健康二次被害を予防するために
テレワークで座位時間が増えた方向け

テレワークで座っている時間が増えていますか？

座りすぎは心と体に悪影響です！
1日に11時間以上座っている人は、4時間未満の人と比べ死亡リスクが40%も高まるといわれています。

こんな人は要注意
✓ テレワークで一日中座りっぱなし
✓ 座りすぎで腰痛・肩こりが辛い
✓ 最近何かかゆいかなど肌荒れが
✓ 運動しなくなった／運動することが減った

適度な運動・スポーツは…
心疾患や糖尿病などの生活習慣病を予防し、免疫力を高めて感染症の感染リスクを減らす。
○気分転換・ストレス解消・日中活動の促進 など

感染をしっかりと予防しながら、体を動かそう！
日常生活を営む上での基本的な生活様式
① 2メートル手洗い・手消毒
② 3密の回避
③ 咳エチケットの徹底
④ 適切な生活習慣
⑤ こまめに換気
⑥ 毎朝の体温測定・健康チェック
※ ⑤⑥の両方を実施している場合は感染リスクは低減する。

Step1. 日常生活で動くことを意識
こまめに立ち上がりながら、家事を継続的にする。階段を上り下りする。など。

Step2. ストレッチングや軽い体操
お風呂上りや朝の起床後などから行うとGood！

Step3. ウォーキング・ジョギングなど
スポーツクラブなどで汗をかくのもGood！

WHOは、成人は週に150分以上の中強度の身体活動を行うことを推奨しています。
※ウォーキングやジョギングなど、軽く息が弾む程度のもの。
また、30分に1回立ち上がり動くこと、座り過ぎによる健康リスクを軽減するとされています。

無理せず、少しずつ体を動かす機会を増やしていきましょう。

和光市スポーツ庁

◇お子さんを持つご家族向け

With コロナ時代に運動不足による健康二次被害を予防するために
お子さんを持つご家族向け

最近お子さんは元気ですか？

✓ 生活リズムが崩れていないですか。
✓ 毎日60分以上、体を動かしていますか。
✓ 毎日、楽しそうに遊んでいますか。

✓ 1か月に数回程度の外出はありませんか。
✓ 家族が何かいっしょにやることがあるときは楽しんでいますか。
✓ インターネット、テレビばかりで生活していませんか。
✓ 友達や、習い事などから離れていませんか。
✓ 家族が楽しくない、家族関係が悪くなっていると感じませんか。

毎日、お子さんの顔をのぞくくらいでいいですよ。

適度な運動・スポーツは…
○身体的な成長・発達、体力の向上
○呼吸器にわたって免疫力を高め、心身の健康に悪影響を及ぼします。
○大事な成長期に適度な運動・スポーツをしないと、心身の健康に悪影響を及ぼします。

感染をしっかりと予防しながら、体を動かそう！
日常生活を営む上での基本的な生活様式
① 2メートル手洗い・手消毒
② 3密の回避
③ 咳エチケットの徹底
④ 適切な生活習慣
⑤ こまめに換気
⑥ 毎朝の体温測定・健康チェック
※ ⑤⑥の両方を実施している場合は感染リスクは低減する。

Step1. 一緒に買い物や雑用などをして体を動かそう！
外出は、おむしり、散歩、自転車などGood！

Step2. 親子で一緒に遊ぼう！
公園、ボール遊び、読書など、テレビや映画など、子どもが楽しめる活動はたくさんあります。

Step3. 運動・スポーツをしよう！
サッカー、野球、ダンスなど。

WHOは、子供は毎日60分以上の中強度の身体活動を行うことを推奨しています。
※ 軽く息が弾む程度のものです。

お子さんが、外に遊び・スポーツをするときは感染症を予防するために、必ずマスクを着用し、手洗いを徹底してください。
ご家族の大人がしっかりとマスクを着用することを徹底してください。

和光市スポーツ庁

◇ご高齢の方へ向け

With コロナ時代に運動不足による健康二次被害を予防するために
ご高齢の方へ向け

最近、こんな事ありませんか？

こんな人は要注意
✓ 散歩や買い物などで外出することが減った
✓ 歩くスピードが以前より遅くなった
✓ 歩くスピードが以前より遅くなった
✓ 歩くスピードが以前より遅くなった
✓ 歩くスピードが以前より遅くなった
✓ 歩くスピードが以前より遅くなった

適度な運動・スポーツは…
○フレイル・ロコモを予防
○認知症のリスクを下げる など
元気で長生きすることにつながります。

感染をしっかりと予防しながら、体を動かそう！
日常生活を営む上での基本的な生活様式
① 2メートル手洗い・手消毒
② 3密の回避
③ 咳エチケットの徹底
④ 適切な生活習慣
⑤ こまめに換気
⑥ 毎朝の体温測定・健康チェック
※ ⑤⑥の両方を実施している場合は感染リスクは低減する。

Step1. 歩いている時間を増やす
片道立ちやスクワットなどの下駄箱トレ

Step2. 歩いている時間を増やす
歩いている時間を増やす

Step3. 散歩や健康体操など
散歩や健康体操など

感染予防対策をしっかりと行い、人と人との交流、買い物などの外出も健康を促す上で重要です。厚生労働省の健康日本21（第二次）では、65歳以上の1日当たりの歩数の目標は男性7000歩、女性6000歩です。

無理せず、少しずつ体を動かす機会を増やしていきましょう。
家族や仲間などがある方は、かりけり新に相談してください。

和光市スポーツ庁

出典：スポーツ庁「ターゲット別 運動・スポーツの実施啓発リーフレット」

⑥運動部活動の地域移行

これまで、学校における運動部活動は、教員による休日も含めた指導や大会への引率、運営への参画など、長時間勤務の要因ともなる献身的な勤務の下、成り立ってきていました。また、教員にとって、経験のない種目における慣れない指導が多大な負担になる一方、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じていました。

そのため、国では、令和2年9月に学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の第一歩として、令和5年度以降に休日の部活動を段階的に地域に移行していく具体的な方策とスケジュールを示しました。

続いて、令和3年10月には、令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行を着実に実施するなど、運動部活動改革を推進する具体的な方策等を検討するための「運動部活動の地域移行に関する検討会議」を設置して、運動部活動を取り巻く現状と改革の方向性を整理し、地域移行を円滑に進めていく上で解決すべき様々な課題とその改善に向けた方策を検討してきました。

令和4年6月には、中学校の部活動を地域のスポーツクラブや民間団体などに移すための対応策をまとめた提言が提出され、近年少子化が進行する中、将来にわたり子供たちがスポーツに継続して親しむ機会の確保に向け、①まずは休日の運動部活動について、令和5年度から7年度末までの3年間を目途に地域移行することが基本とされるとともに、②多様なスポーツ団体等が実施主体として想定されること、多様な財源の確保、指導者や施設の確保、大会の在り方の見直しなど、多岐にわたる課題への対応策が整理されました。

一方で、部活動の地域移行には、指導に対する正当な報酬が必要となり、それにより受益者負担が増加することで部活動に参加できない生徒が生じることが懸念されることから、国では、受益者負担の観点から生徒の保護者による負担や、地方自治体が減免措置等を講ずることが適切であるとしつつ、国による支援方策についても検討するとの考えを示し、議論が進められています。

第2章 和光市における現状と課題

1 和光市を取り巻く環境

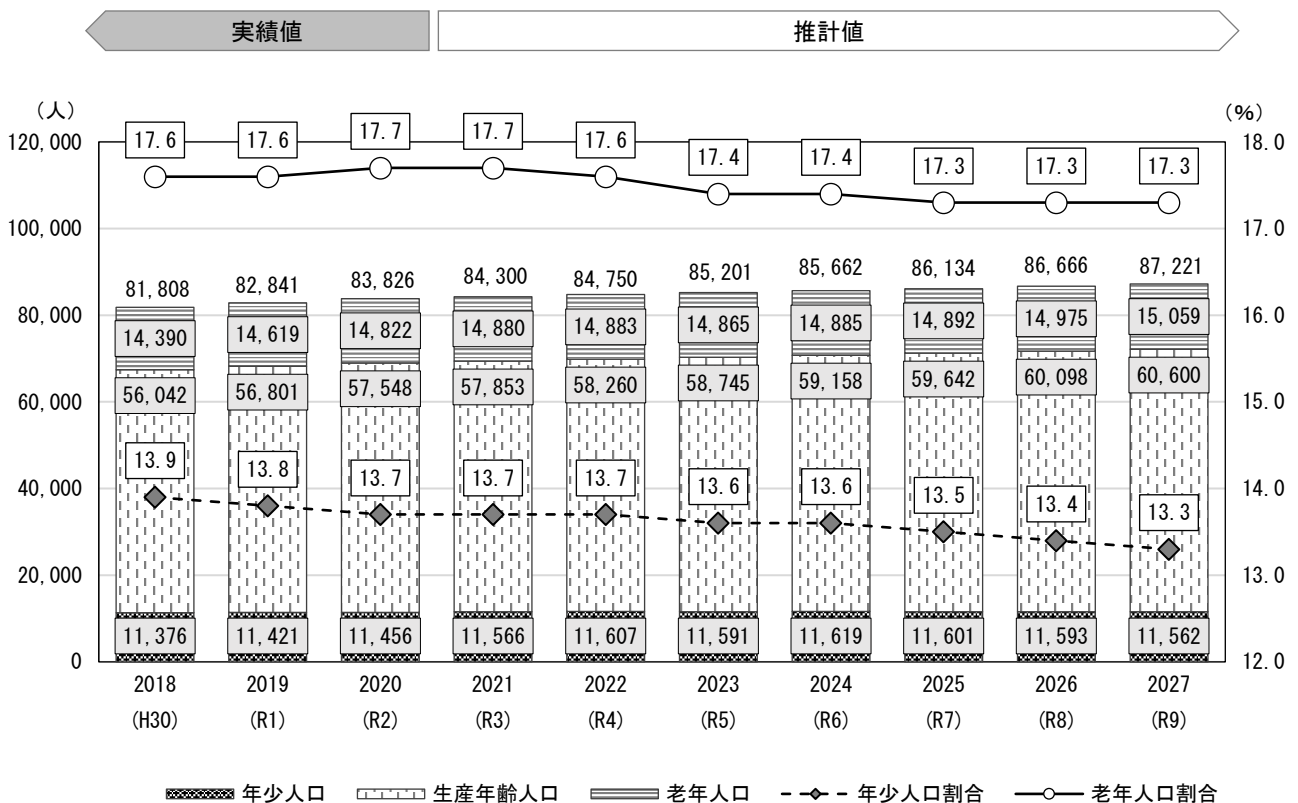
(1) 人口

本市の人口は、近年、増加が続いており、令和2年に83,826人となり、その後も増加していくことが予測されています。

年齢3区分別に人口とその割合を見ると、年少人口（0～14歳）は令和7年以降に減少に転じると予測されていますが、年少人口割合は、平成30年以降減少傾向が続いています。

一方、老年人口（65歳以上）は微増を続けていますが、老年人口割合は、令和3年をピークに減少に転じると予測されています。

■ 3区分人口・割合の推移



出典：令和2年度 第5回和光市総合振興計画審議会
資料2-1 和光市人口推計（再推計）

(2) 市民の健康状況

① 子どもの体力

子どもの体力・運動能力は、平成 28(2016)年から現在まで、全国的に低下傾向が続いています。

和光市の体力測定の結果を国と比較すると、小学 5 年生の握力を除く他の項目は上回っており、埼玉県と比較しても、小学 5 年生の握力及び中学 2 年生のボール投げや持久走を除いて、他の項目は上回っています。

しかし、令和 3（2021）年の体力測定の結果を平成 28（2016）年と比較すると、中学 2 年生では女子の反復横跳びを除いて上回っていますが、小学 5 年生では、男子の反復横跳びを除いて下回っています。

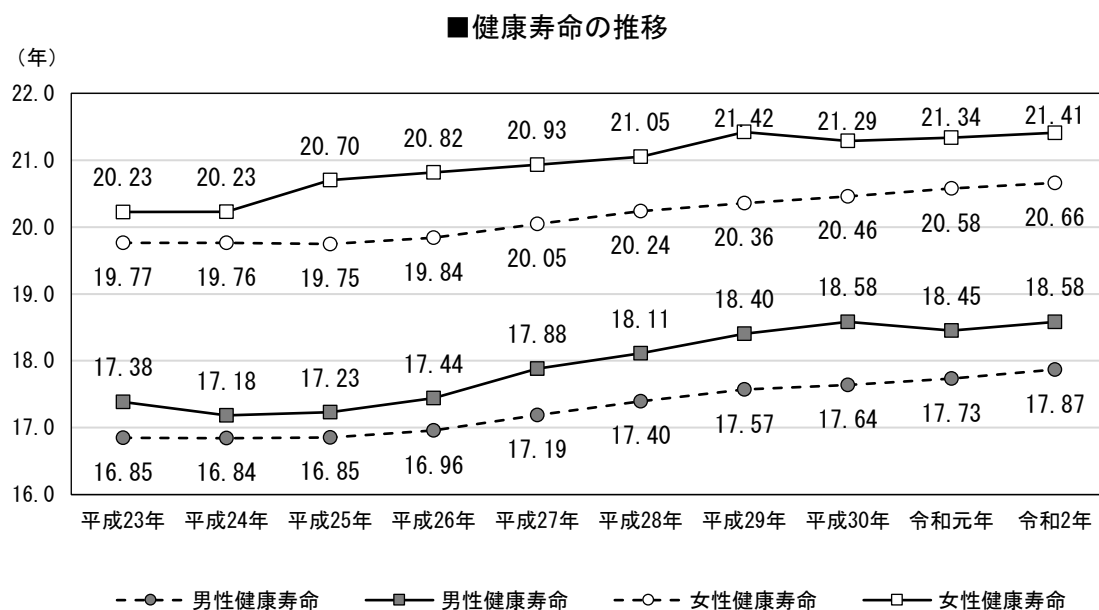
■小学 5 年生・中学 2 年生の体力テストの結果（平成 28 年/令和 3 年）

		握力(kg)		反復横跳び(点)		50m 走(秒)		ボール投げ(m)		持久走(秒)	
		H28	R3	H28	R3	H28	R3	H28	R3	H28	R3
【全国】	小 5 男子	16.47	16.22	41.97	40.36	9.63	9.45	22.41	20.58	—	—
	小 5 女子	16.13	16.09	40.06	38.73	9.83	9.64	13.87	13.30	—	—
	中 2 男子	28.90	28.78	51.90	51.17	8.03	8.01	20.54	20.24	392.59	407.22
	中 2 女子	23.72	23.38	46.59	46.25	8.83	8.88	12.78	12.64	289.34	298.34
【埼玉県】	小 5 男子	16.50	16.19	44.01	40.72	9.29	9.35	21.36	19.75	—	—
	小 5 女子	16.38	16.28	42.23	40.63	9.50	9.54	13.75	13.26	—	—
	中 2 男子	29.25	29.17	52.81	52.05	7.93	7.88	21.16	20.87	374.45	391.45
	中 2 女子	24.56	24.16	47.67	47.21	8.62	8.69	13.53	13.47	274.58	285.33
【和光市】	小 5 男子	16.11	15.98	43.27	43.42	9.24	9.25	21.00	20.95	—	—
	小 5 女子	16.17	16.05	42.11	41.33	9.41	9.51	14.15	13.49	—	—
	中 2 男子	28.67	33.70	53.33	53.95	7.99	7.73	20.64	21.72	380.80	387.03
	中 2 女子	24.28	26.56	48.82	47.53	8.69	8.61	13.06	13.36	276.13	289.94

出典：全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

② 健康寿命

和光市の 65 歳健康寿命※（年）をみると、男女とも埼玉県を上回りつつ、年々増加を続けてきましたが、男性では平成 30（2018）年以降、女性では平成 29（2017）年以降、横ばいでの推移に変化してきており、健康寿命の伸びが鈍化してきています。



出典：埼玉県「統計からみた埼玉縣市町村のすがた」

埼玉県「埼玉県 2021 年度 地域別健康情報」（令和 2 年のみ）

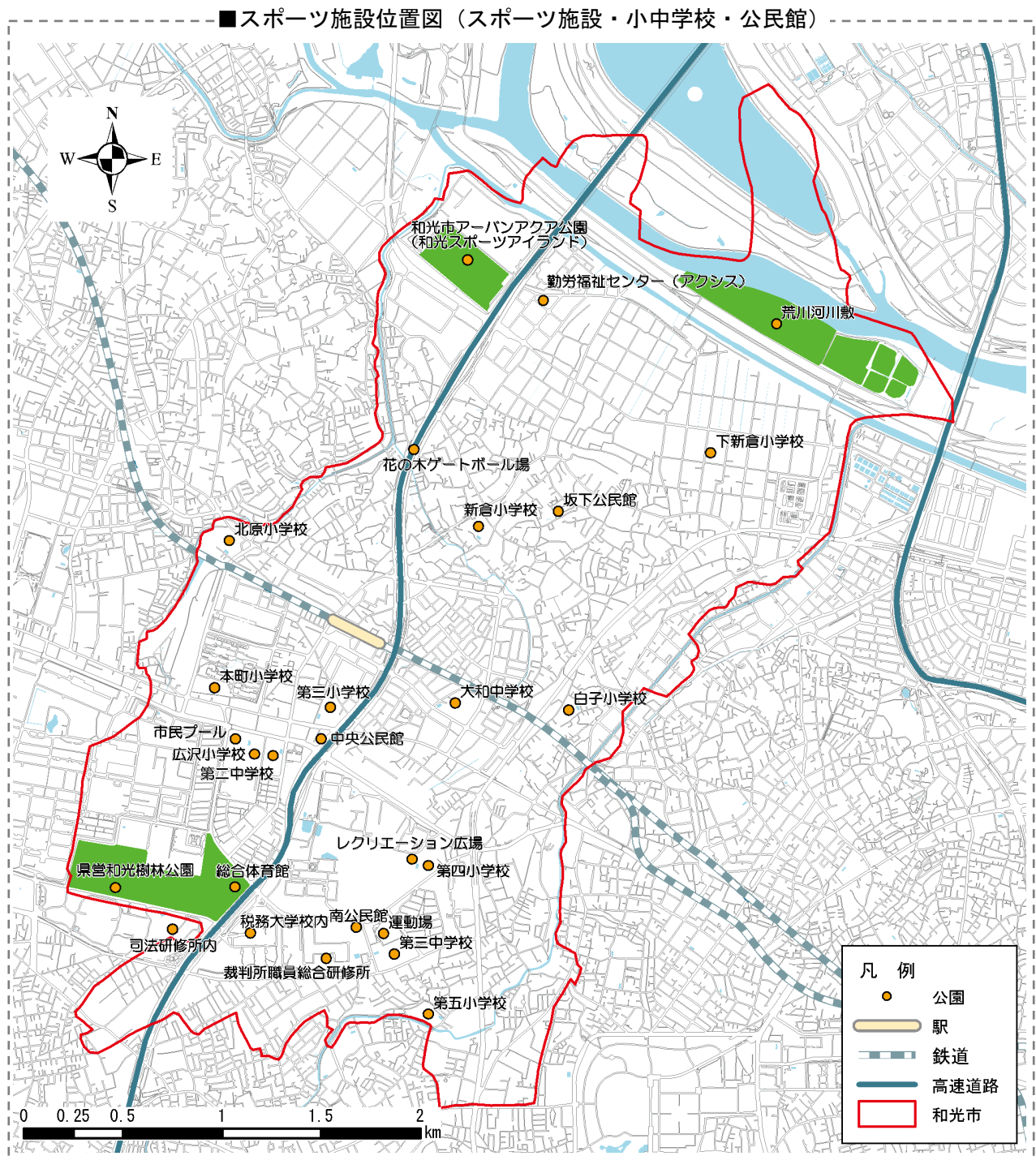
※65 歳に達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間（介護保険制度の「要介護 2 以上」になるまでの期間。）

(3) 市内のスポーツ施設の状況

① 主なスポーツ施設の概要

市内には、総合体育館や野球やテニス等の球技を行える運動場のほか、広場や健康遊具等を備えた公園など、各所に多くのスポーツ施設が整備されています。

また、小・中学校の運動場（体育館及び校庭）は、市民に対しても開放されており、地域の身近な運動施設として市民に多く利用されています。



② スポーツ施設の利用状況

市内で利用可能なスポーツ施設の利用状況は、施設ごとに年による増減はあるものの、全体では増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で休止した期間もあり、令和2年度の利用者数は大幅に減少しています。

しかし、令和3年度では、コロナ禍においても、国が示す「新しい生活様式」のもとでスポーツに取り組むスタイルが定着しつつあることを背景に、施設利用者数に回復の兆しが見られますが、コロナ禍以前の水準への回復には至っていません。

一方、平成29年度には市内最大のスポーツ公園である「和光市アーバンアクア公園（和光スポーツアイランド）」の部分的な整備が完了し、令和3年度には、全面利用が可能となりました。また、令和3年度からは広沢複合施設（わびあ）内に、通年で利用可能な屋内温水プールとして「和光市民プール」が供用されるなど、市民がスポーツをする環境が広がりつつあります。

■総合体育館以外のスポーツ施設利用状況の推移

単位：人

施設名		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
運動場	野球場	9,188	9,864	11,067	11,184	10,869	7,458	5,286	5,278
	庭球場	21,800	21,107	21,863	21,527	21,485	20,966	18,960	20,259
司法研修所内	庭球場	2,081	1,962	920	2,147	2,385	2,299	0	0
	グラウンド	988	89	44	316	378	590	0	0
税務大学校内	庭球場	1,479	1,554	1,725	1,435	1,621	1,320	0	0
	グラウンド	1,110	2,324	2,258	2,091	3,320	1,535	0	0
裁判所職員総合研修所	庭球場	1,340	1,263	1,304	1,282	606	934	0	264
	グラウンド	1,312	384	384	228	219	77	0	70
荒川河川敷	野球場	24,003	28,575	34,775	29,732	30,000	19,451	16,019	19,138
学校開放	広沢小学校校庭（夜間）	4,093	3,825	3,699	1,517	2,993	2,302	592	1,330
	小学校体育館（夜間）	22,887	25,741	24,660	28,702	30,345	28,767	15,077	25,578
	小学校体育館（土日祝）	31,089	34,032	32,239	35,088	35,166	32,053	18,959	31,995
	小学校校庭（土日祝）	67,223	57,685	58,716	60,619	64,011	66,598	48,565	57,092
	中学校体育館（夜間）	13,202	11,896	10,005	10,296	8,708	8,497	4,189	6,511
	中学校体育館卓球場（夜間）	6,243	5,944	7,354	7,026	5,872	4,875	2,481	3,816
	中学校体育館格技場（夜間）	—	4,811	5,771	5,437	5,984	4,619	3,343	4,443
花の木ゲートボール場		968	876	1,271	1,429	940	707	280	442
レクリエーション広場		7,047	7,568	7,790	7,648	7,382	5,883	4,890	6,080

※¹

※1：平成26年度まで「中学校体育館（夜間）」の項目で集計。平成27年度から分離して統計開始。

出典：統計わこう、和光の教育

■総合体育館利用状況の推移

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
メインアリーナ	52,895	56,285	51,824	58,916	51,506	54,432	19,342	32,997
サブアリーナ	39,926	41,869	38,325	37,164	29,992	30,284	9,043	14,333
トレーニング室	39,657	39,254	39,924	44,920	51,839	50,244	11,802	18,300
軽スポーツ室	37,144	38,268	44,150	46,126	50,718	48,319	21,502	33,953
柔道剣道場	17,938	20,197	18,137	17,731	16,903	14,768	6,751	8,387
弓道場	3,515	4,590	5,577	4,392	4,474	4,479	1,518	2,296
自主事業（コース型教室）	26,920	26,360	24,237	24,067	27,099	25,857	18,783	22,459

出典：統計わこう、和光の教育

■和光市アーバンアクア公園（和光スポーツアイランド）利用状況の推移

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
野球場	—	—	—	—	985	3,238	2,746	4,417
庭球場	—	—	—	—	1,700	5,614	7,336	8,247
人工芝サッカー場	—	—	—	—	—	7,676	5,785	14,708
クレーサッカー場	—	—	—	—	—	—	—	11,171
フットサル場	—	—	—	—	—	—	4,468	4,345
ソフトボール場	—	—	—	—	—	—	1,190	3,634
自主事業	—	—	—	—	—	—	—	63

出典：和光の教育

■和光市民プール利用状況の推移

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
一般利用	—	—	—	—	—	—	—	5,427※
自主事業	—	—	—	—	—	—	—	7,284※

※令和3年12月4日 開館

出典：和光の教育

2 スポーツ・レクリエーション活動に関する市民意識調査結果

第2期和光市スポーツ推進計画の策定に向けて、市民、児童生徒の運動・スポーツの実施状況や意識を把握し、市におけるスポーツ推進の現状と課題を把握することを目的として、令和4年7月から8月にかけて「スポーツ・レクリエーション活動に関する市民意識調査」を実施しました。

結果の概要は以下のとおりです。

1 市民対象調査概要

対象者数（人）	1,000人
抽出方法	市内に居住する満18歳以上の市民（無作為抽出）
調査方法	郵送による配付、回収およびインターネット回答
調査時期	令和4年7月～8月
有効回答数（票）	346通（うち、Web回答78票）
回収率（％）	34.6％

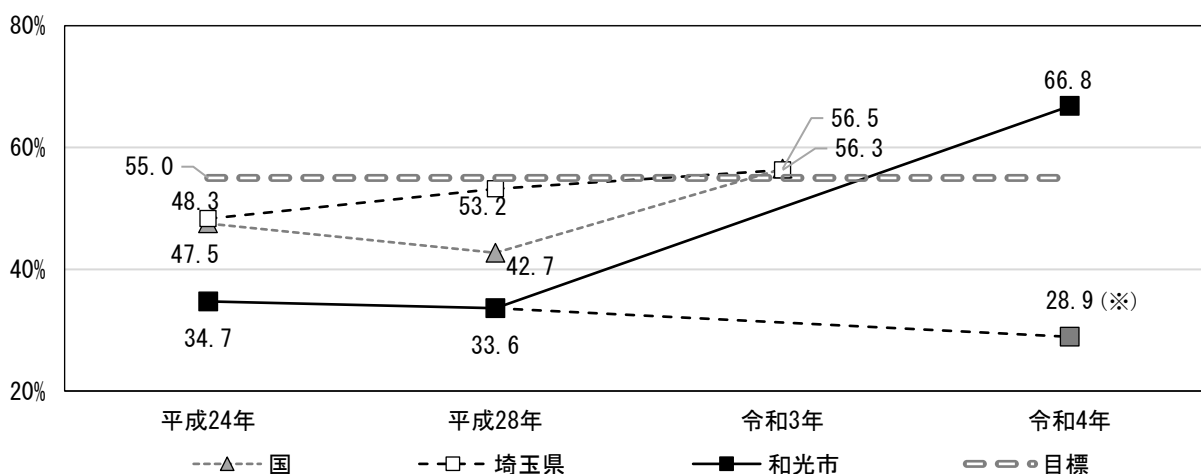
※今回の調査では、前回までの調査と異なり、回答者が行っているスポーツに「簡単な運動（散歩、家で体を動かすゲームなど）」を含むものとし、国や県の調査と整合を図った。

（1）市民のスポーツ実施状況

週1日以上スポーツをする人の割合（スポーツ実施率）は66.8％と前回調査と比較して33.2ポイント増加し、国や県のスポーツ実施率（令和3年）を上回っています。

ただし、行っているスポーツの種類を「簡単な運動（散歩、家で体を動かすゲームなど）」だけと回答した人を除いた前回調査と同様の集計では28.9％と、スポーツ実施率の低下が見られます。

■スポーツ実施率の推移（国・埼玉県・和光市）



出典：スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（全国の18～79歳の男女20,000人から回収）
埼玉県「県政世論調査」（埼玉県全域で5,000人を対象（回収率55.3％））

※ 「行っているスポーツの種類」を「簡単な運動（散歩、家で体を動かすゲームなど）」だけと回答した人を除き、前回調査と同様の集計を行った結果

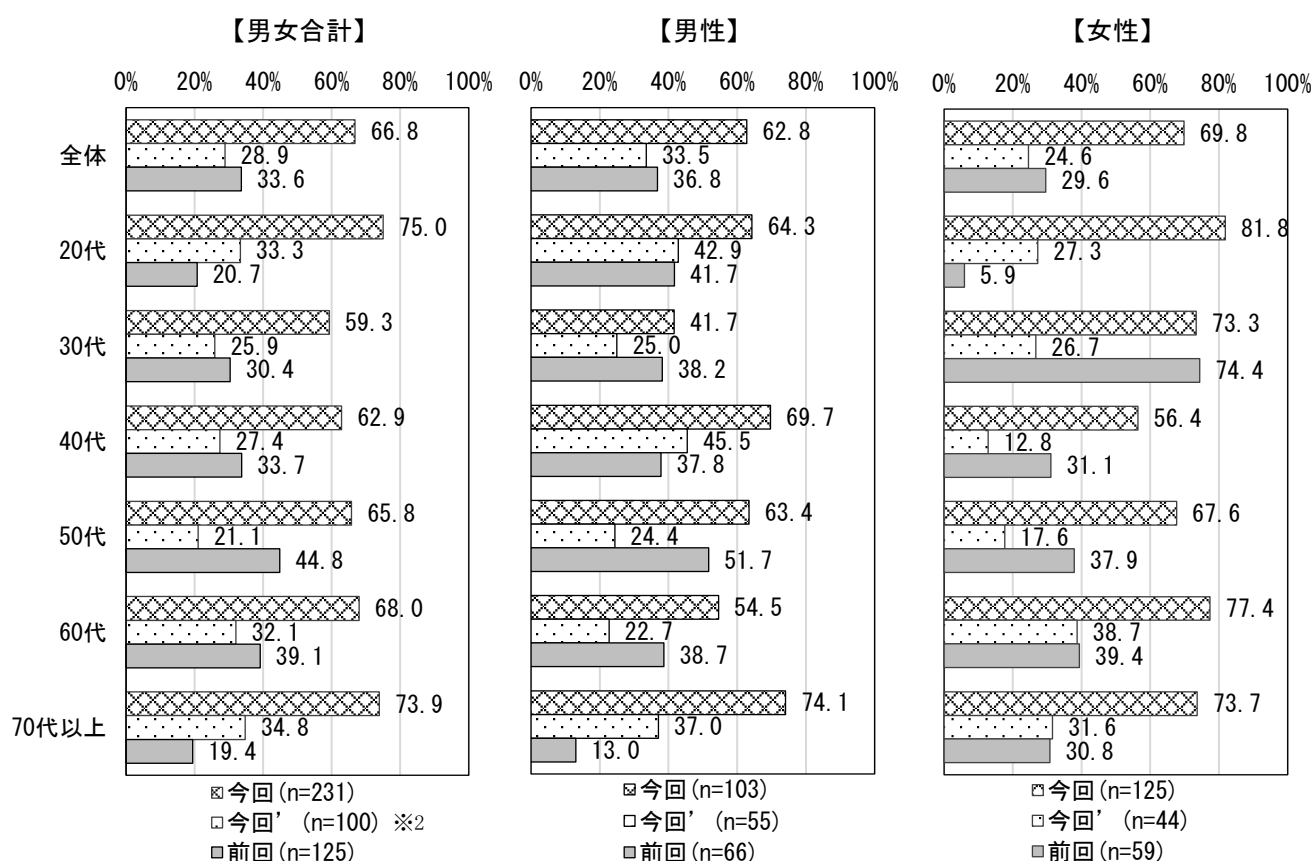
年齢別に、簡単な運動を含めたスポーツ実施率を見ると、男性の30代と女性の40代では他の年齢よりも大きく下回っていますが、男性では40代及び70代以上、女性では20～30代及び60代以上で平均を上回っています。

一方、簡単な運動だけを行っている人と回答した人を含めないで算出したスポーツ実施率を見ると、男性では30代及び50～60代で他の年齢を下回っており、女性では40～50代で他の年齢を下回っています。

また、前回調査と比べると、簡単な運動を含めたスポーツ実施率は、男女とも各年代で増加しており、特に男性では70代以上、女性では20代で大きく増加しています。

一方、簡単な運動だけを行っている人と回答した人を含めないで算出したスポーツ実施率を前回調査と比べると、男性では30代及び50～60代で前回調査を下回っており、女性では、30～50代で前回調査を大きく下回っています。

■男女別・年代別※¹スポーツ実施率



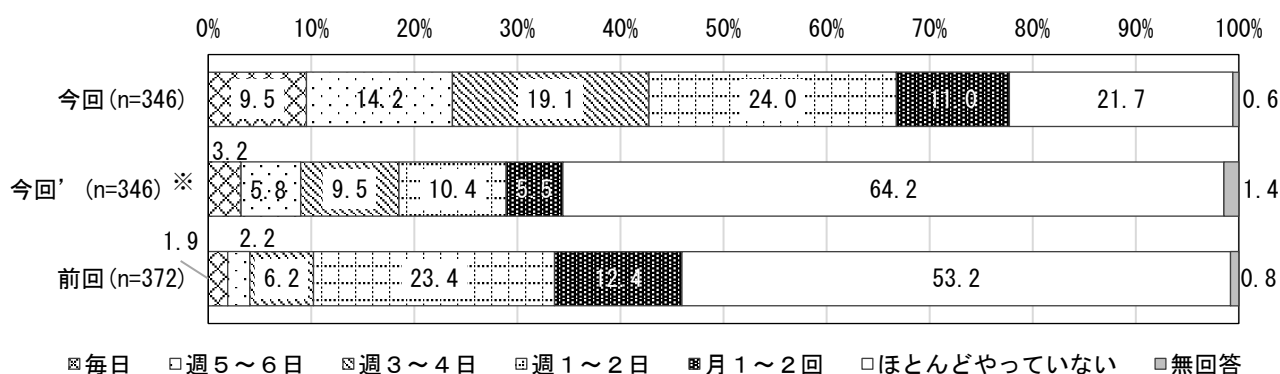
※¹ 男女合計及び男性、女性とも全体には10代を含む

※² 今回' …「行っているスポーツの種類」を「簡単な運動（散歩、家で体を動かすゲームなど）」だけと回答した人を除き、前回調査と同様の集計を行った結果

この1年間でスポーツを「ほとんどやっていない」と回答した人は、前回調査と比較して 53.2% から 21.7%と大きく減少しています。

一方、簡単な運動だけを行っている人と回答した人を除くと、「ほとんどやっていない」と回答した人の割合は 64.2%と 11.0 ポイント増加しています。

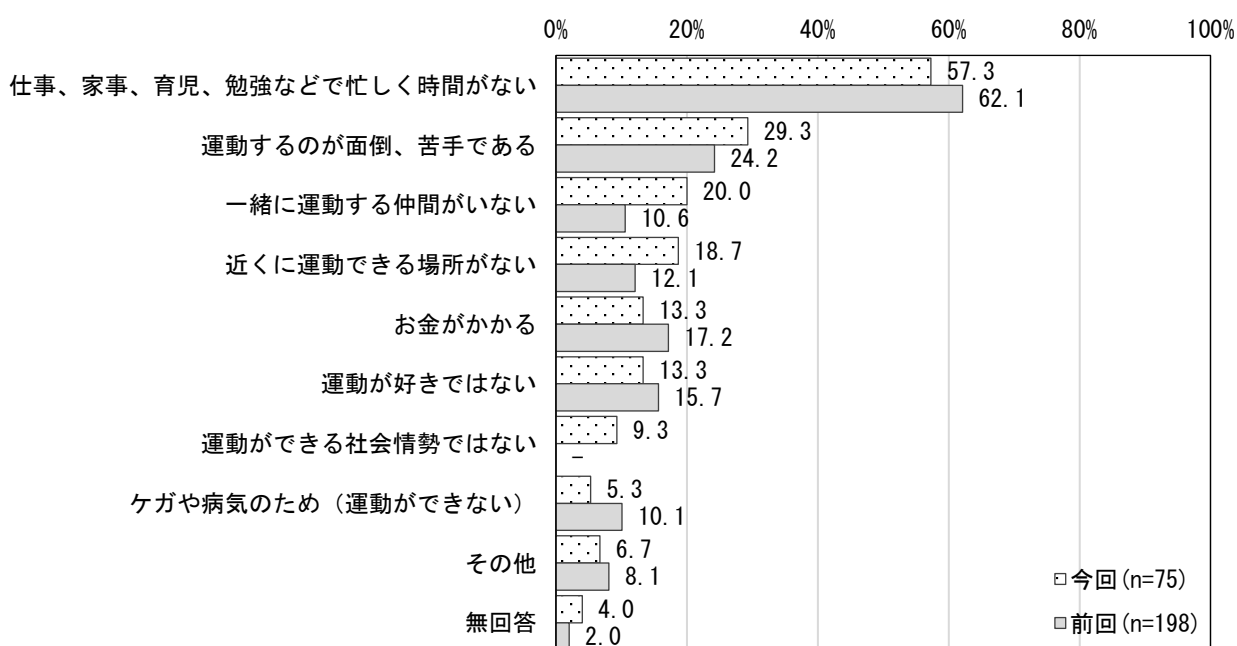
■この1年間に運動やスポーツを実施した日数



※今回' …「行っているスポーツの種類」を「簡単な運動（散歩、家で体を動かすゲームなど）」だけと回答した人を除き、前回調査と同様の集計を行った結果。

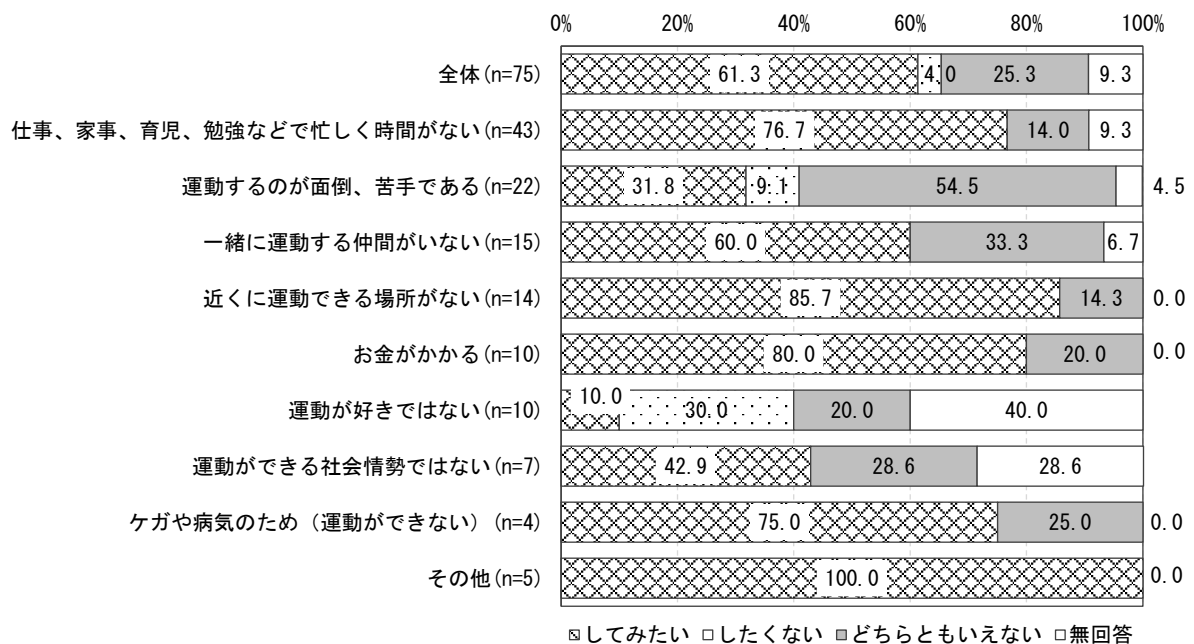
スポーツをやらない理由については、前回調査と同様、「仕事、家事、育児、勉強などで忙しく時間がない」や「運動するのが面倒、苦手である」という回答が多くなっています。

■スポーツをやらない理由（この1年間でスポーツを「ほとんどやっていない」と回答した人）



スポーツをやらないと回答した人に、スポーツをやらない理由が改善されたらスポーツをしてみたいかと尋ねたところ、「してみたい」と回答した人は 61.3%となっており、「したくない」と回答した 4.0%と比べて大きく上回っています。

なお、スポーツをやらない理由が改善されたらスポーツを「してみたい」と回答した人が挙げている、スポーツをやらない理由は「近くに運動できる場所がない」が 85.7%と最も多く、次いで、「お金がかかる」が 80.0%となっています。



「スポーツをやる人」と「スポーツをほとんどやっていない人」で、自分で「体力に自信がない」、「運動不足と感じている」、「健康ではないと感じている」と自覚している人の割合を比較すると、いずれも「スポーツをほとんどやっていない人」の方が多くなっています。

なお、「スポーツをやる人」から行っているスポーツが「簡単な運動」だけと回答した人を除くと、「体力に自信がない」、「運動不足と感じている」は大きく減少します。

■スポーツをやる人とほとんどやらない人で自覚している状態の違い

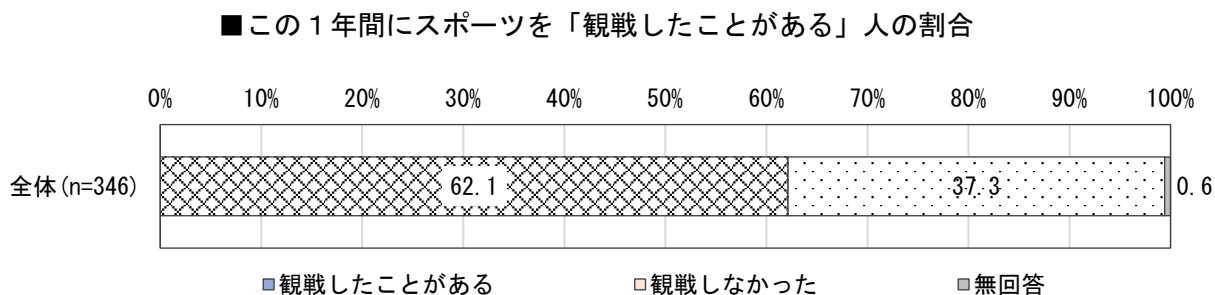
	体力に自信がない	運動不足と感じている	健康ではないと感じている
スポーツをやる人※ ¹	40%	70%	10%
スポーツをやる人※ ²	22%	26%	9%
スポーツをほとんどやっていない人	60%	97%	17%

※¹：「行っているスポーツの種類」に「簡単な運動」と回答した人を含む。

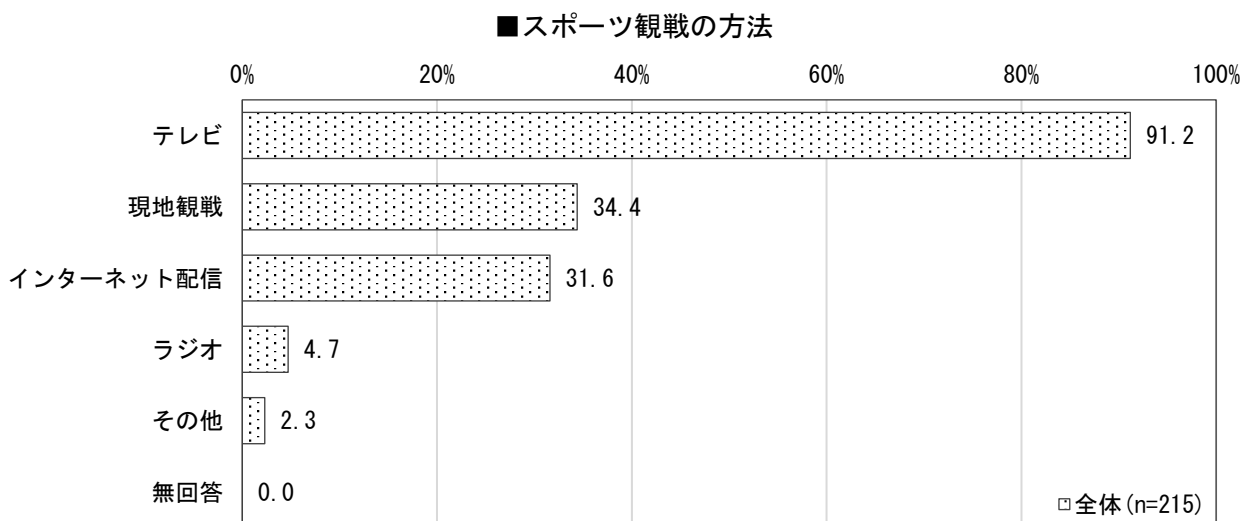
※²：「行っているスポーツの種類」に「簡単な運動」だけと回答した人を除く。

(2)「観る」スポーツ

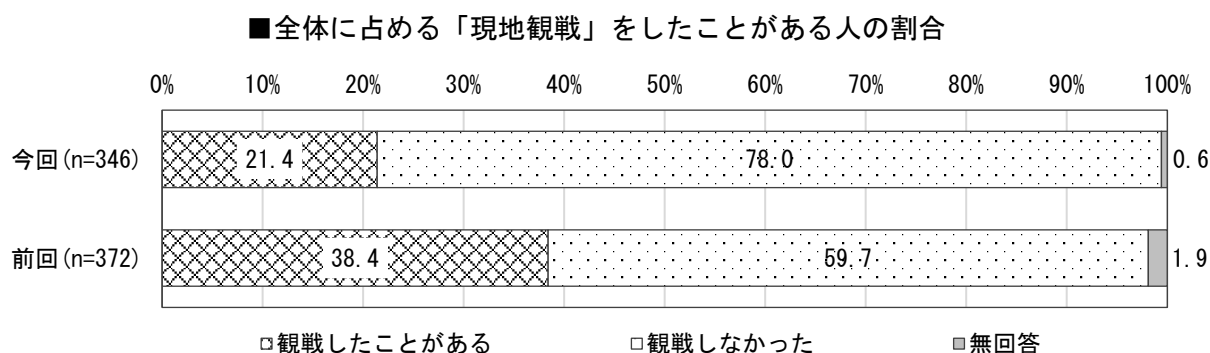
この1年間にスポーツを「観戦したことがある」人は62.1%であり、「観戦しなかった」人を上回っています。



スポーツ観戦の方法は、「テレビ」が91.2%と最も多く、次いで、「現地観戦」が34.4%、「インターネット配信」が31.6%となっています。

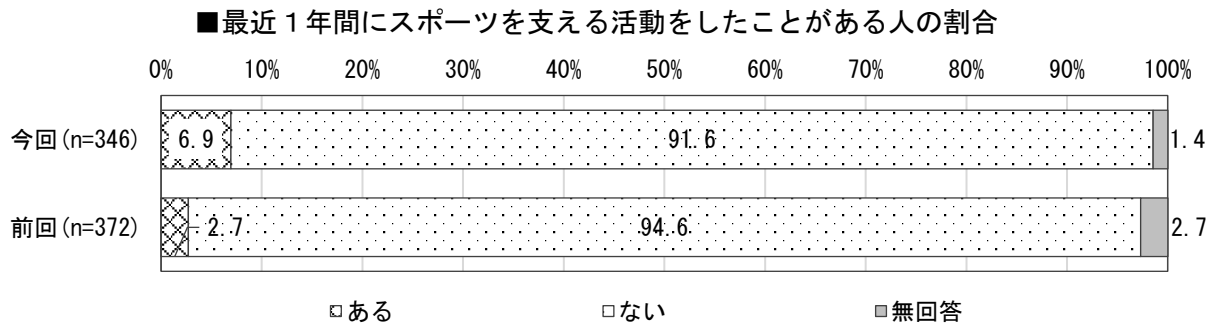


このうち、「現地観戦」をしたことがあると回答した人が全体に占める割合は21.4%となっており、前回調査と比較して17.0ポイント減少しています。



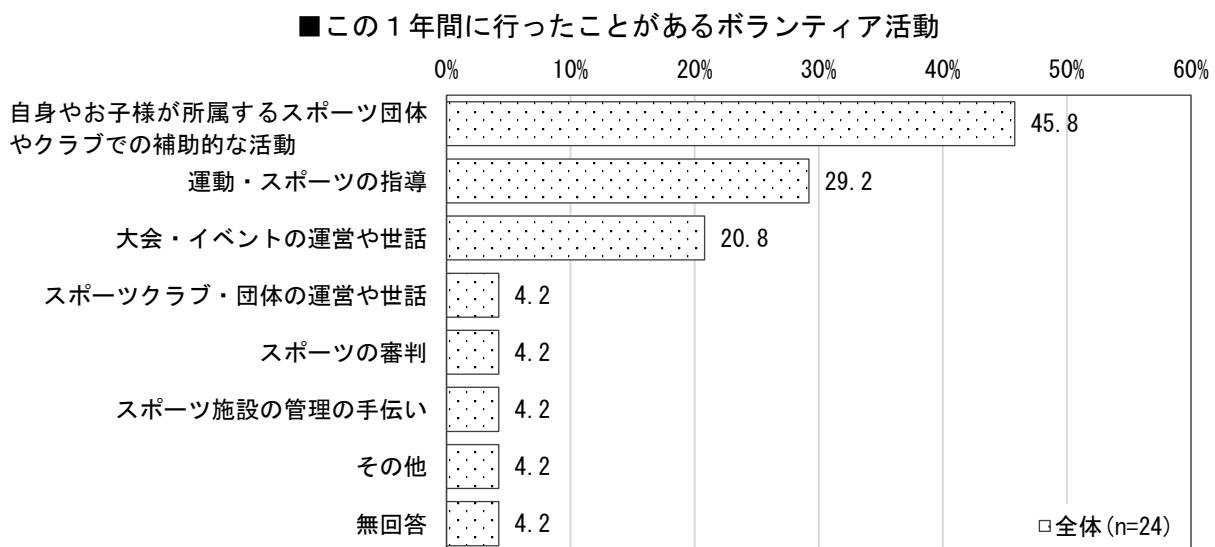
(3)「支える」スポーツ

最近1年間でスポーツに関する指導や、スポーツイベントに運営やボランティアとして参加したことがある人は、前回調査と比較すると増加したものの、6.9%にとどまっています。

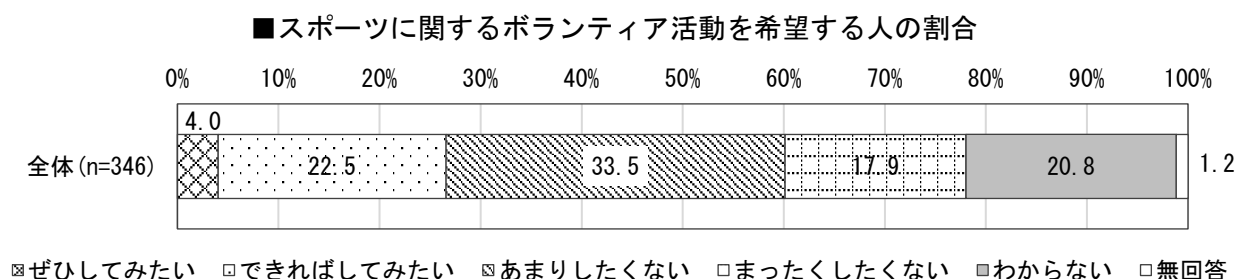


行ったことがあるボランティア活動は、「自身やお子様が所属するスポーツ団体やクラブでの補助的な活動」や「運動・スポーツの指導」、「大会・イベントの運営や世話」が多くなっています。

一方で、「スポーツクラブ・団体の運営や世話」、「スポーツの審判」「スポーツ施設の管理の手伝い」は4.2%にとどまっています。



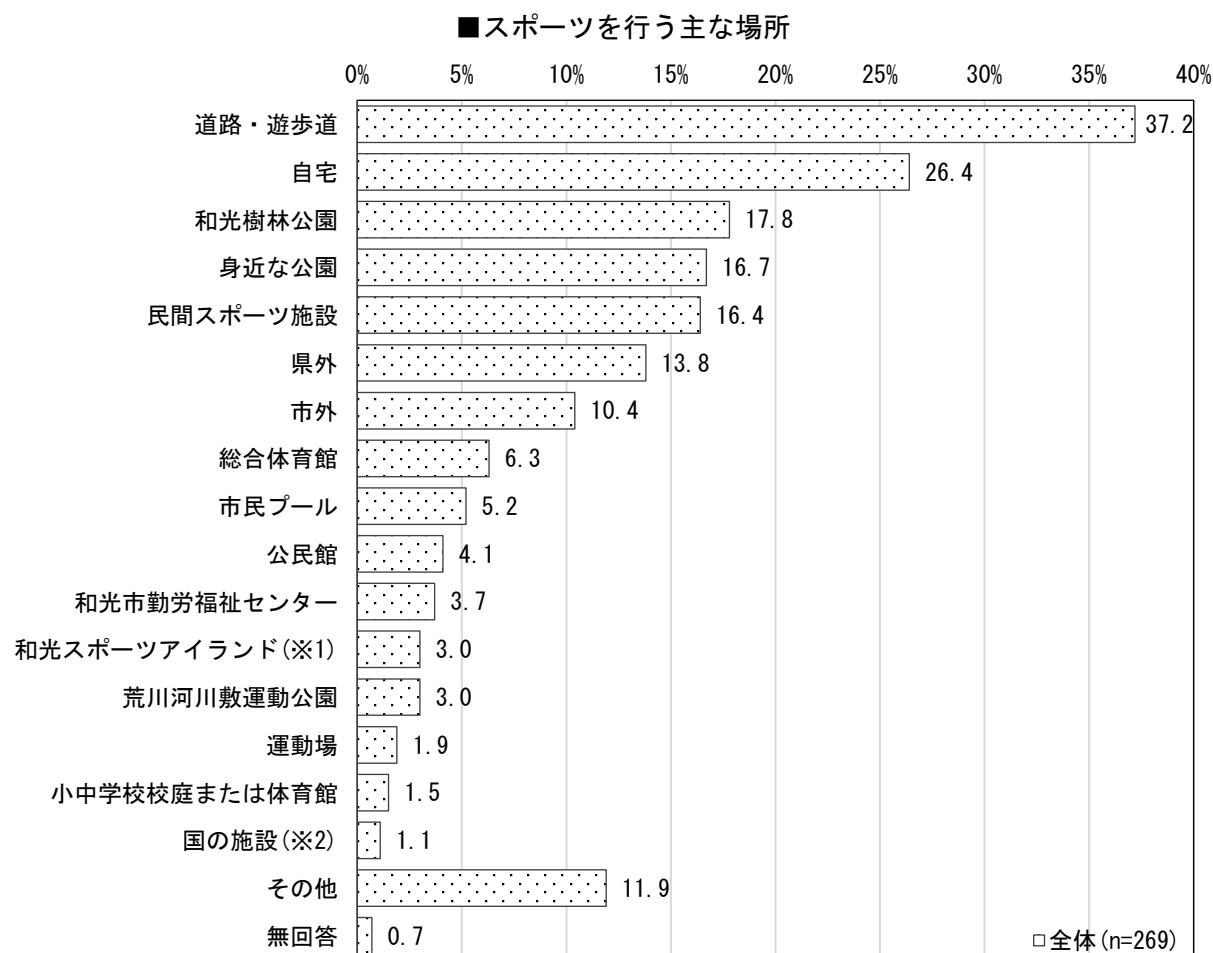
これからスポーツに関するボランティア活動を「してみたい（「ぜひしてみたい」と「できればしてみたい」の合計）」と回答した人は、「してみたくない（「あまりしたくない」と「まったくしたくない」の合計）」と回答した人を大きく下回り、26.5%にとどまっています。



(4) スポーツ施設

スポーツを行う主な場所では、「道路・遊歩道」が 37.2%と最も多く、次いで、「自宅」が 26.4%と、身近な場所が多くなっています。

一方で、市の施設では「総合体育館」が 6.3%と最も多く、次いで、「市民プール」が 5.2%となっています。



※1 和光スポーツアイランド：和光市アーバンアクア公園

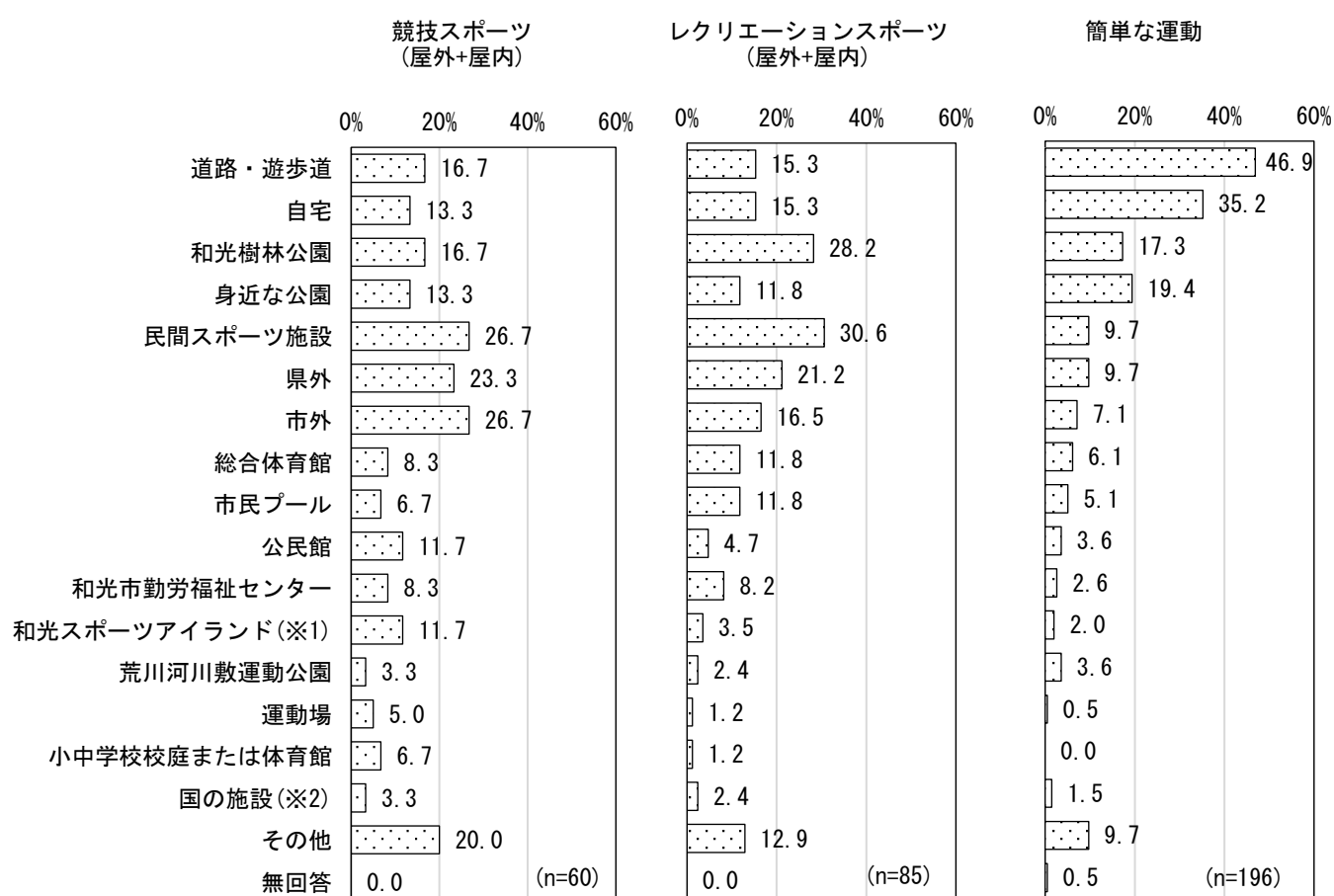
※2 国の施設：司法研究所、税務大学校、裁判所職員総合研究所のテニスコート及びグラウンド

行っているスポーツの種類ごとにスポーツを行う主な場所を見ると、競技スポーツ（屋外+屋内）では、「民間スポーツ施設」及び「市外」がともに 26.7%と最も多く、次いで、「県外」が 23.3%となっていますが、市の施設では「公民館」及び「和光スポーツアイランド」がともに 11.7%にとどまっています。

また、レクリエーションスポーツ（屋外+屋内）では、「民間スポーツ施設」が 30.6%と最も多く、次いで、「和光樹林公園」が 28.2%となっており、市の施設では「身近な公園」及び「総合体育館」、「市民プール」がともに 11.8%にとどまっています。

なお、簡単な運動では、「道路・遊歩道」が 46.9%と最も多く、次いで、「自宅」が 35.2%となっています。

■スポーツを行う主な場所（行っているスポーツの種類別）



※1 和光スポーツアイランド：和光市アーバンアクア公園

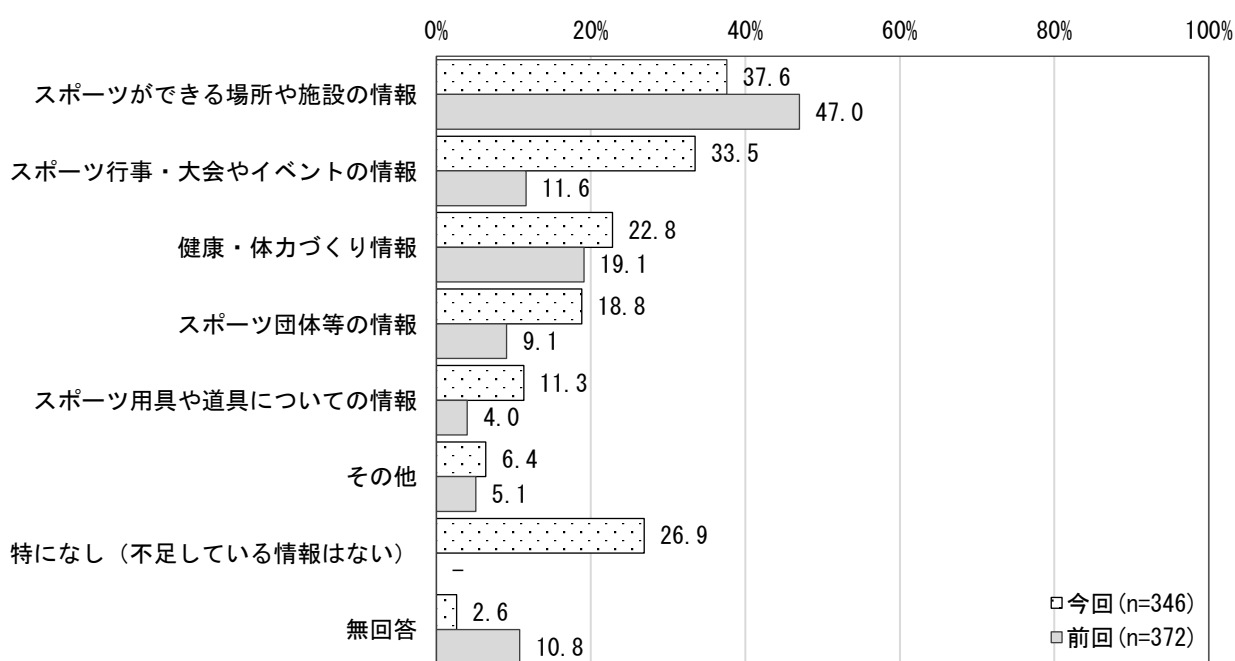
※2 国の施設：司法研究所、税務大学校、裁判所職員総合研究所のテニスコート及びグラウンド

（５）スポーツに関する情報について

市のスポーツに関する情報で不足していると思われるものは、「スポーツができる場所や施設の情報」が37.6%と最も多く、次いで、「スポーツ行事・大会やイベントの情報」が33.5%となっています。

前回調査と比較すると、「スポーツができる場所や施設の情報」が47.0%から37.6%へと9.4ポイント減少している一方で、「スポーツ行事・大会やイベントの情報」が11.6%から33.5%へと21.9ポイント、「スポーツ団体の情報」が9.1%から18.8%へと9.7ポイント増加しています。

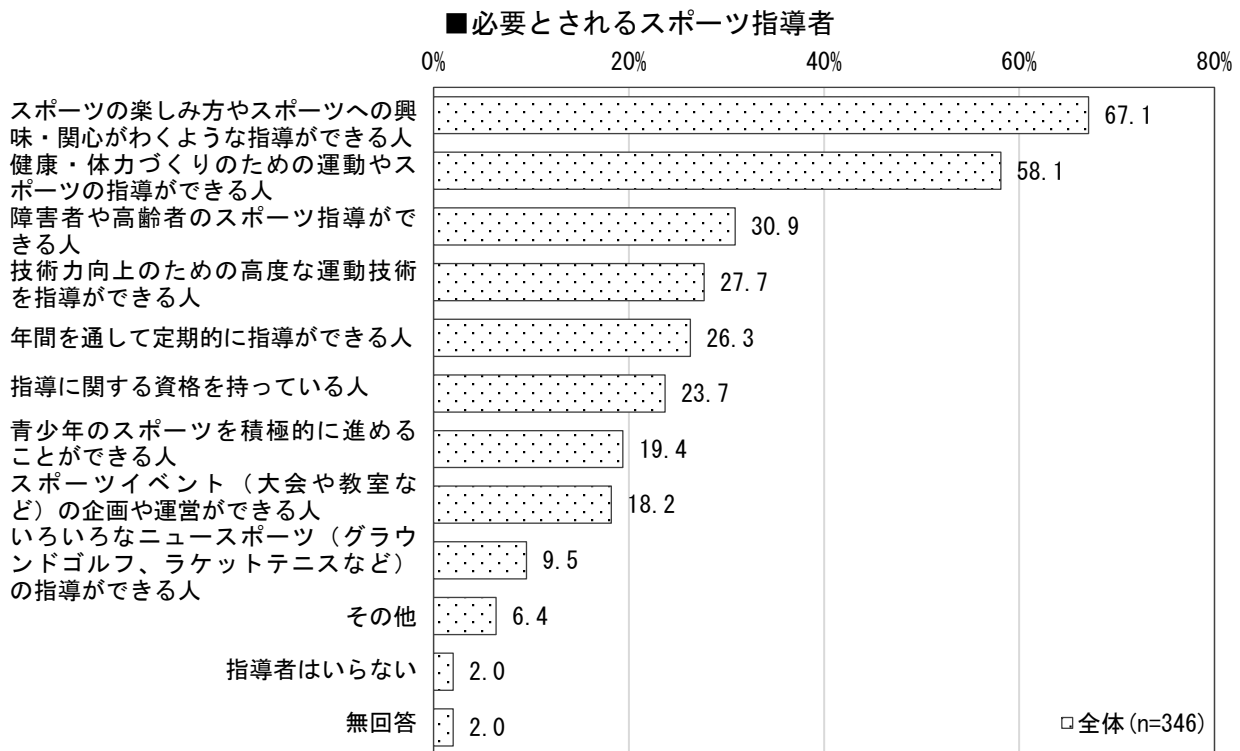
■スポーツに関して不足している情報



(6) 必要なスポーツ指導者について

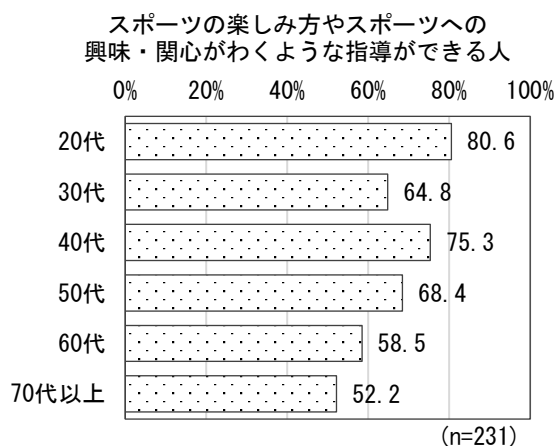
必要とされているスポーツ指導者は、「スポーツの楽しみ方やスポーツへの興味・関心がわくような指導ができる人」が 67.1%と最も多く、次いで、「健康・体力づくりのための運動やスポーツの指導ができる人」が 58.1%となっています。

一方で、「いろいろなニュースポーツ（グラウンドゴルフ、ラケットテニスなど）の指導ができる人」は 9.5%、「スポーツイベント（大会や教室など）の企画や運営ができる人」は 18.2%にとどまっています。

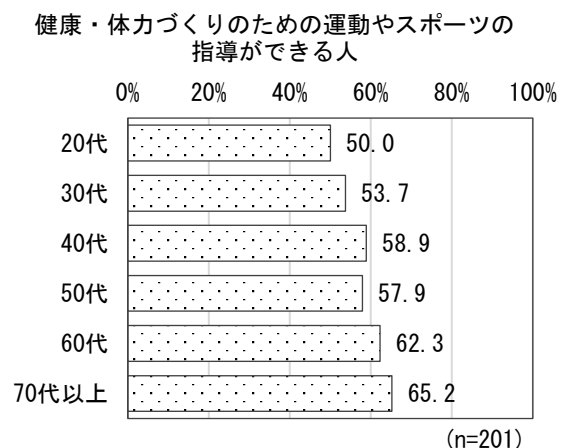


なお、「スポーツの楽しみ方やスポーツへの興味・関心がわくような指導ができる人」を必要とする人は30代を除いて若い人で多く、「健康・体力づくりのための運動やスポーツの指導ができる人」を必要とする人は年代の高い人ほど多くなっています。

■必要とされるスポーツ指導者（上位2つを回答した人の年代別割合）



※10代は除いて表示（全体集計には含む）



2 小中学生対象調査概要

対象者数（人）	1,303 人
抽出方法	市内の小学校・中学校に通う小学5年生児童、中学2年生生徒
調査方法	各学校へ直接配布・回収
調査時期	令和4年7月
有効回答数（票）	1,108 票
回収率（％）	85.0％

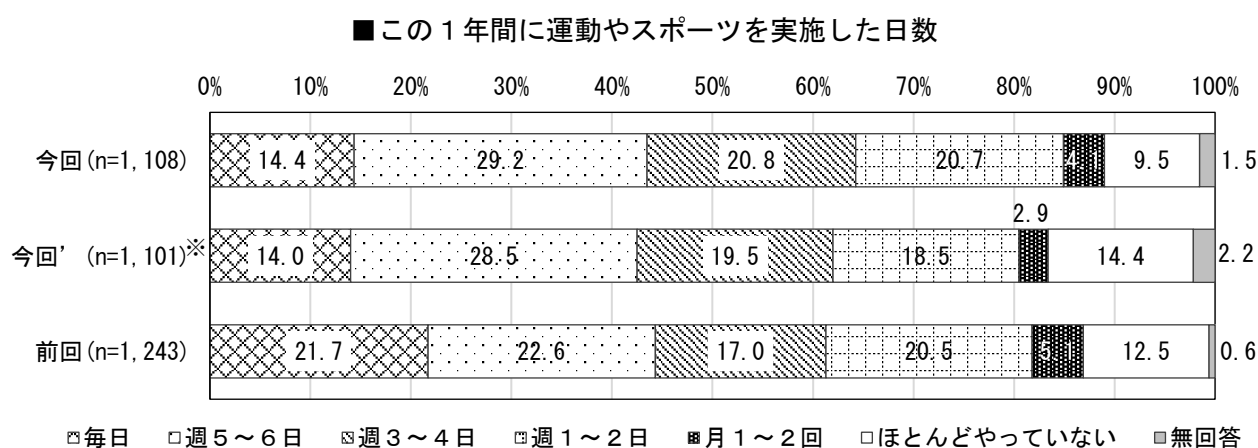
※今回の調査では、前回までの調査と異なり、回答者が行っているスポーツに「簡単な運動（散歩、家で体を動かすゲームなど）」を含むものとした。

（1）スポーツ実施率

週1日以上スポーツをする人の割合（スポーツ実施率）は85.1％であり、前回調査と比べて3.3ポイント増加しています。

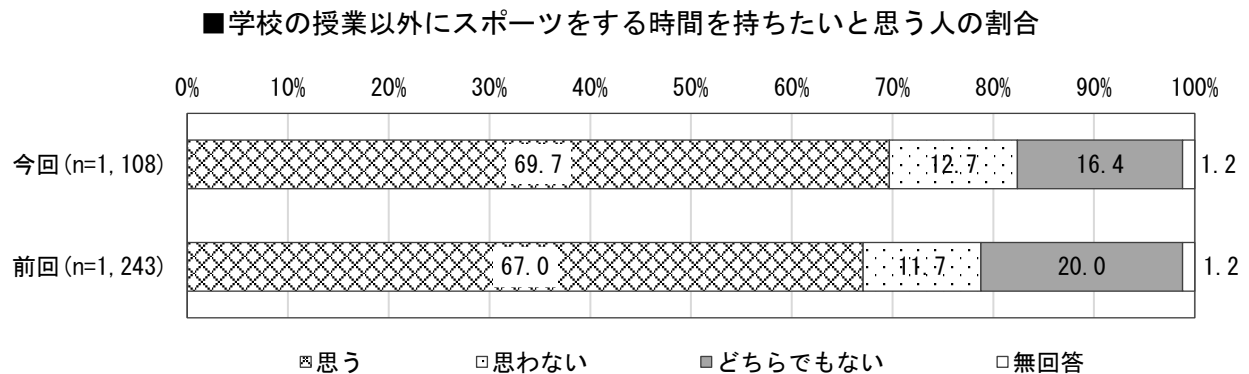
また、この1年間でスポーツを「ほとんどやっていない」（前回調査の選択肢は「全くやらない」）と回答した人は、前回調査と比べて3.0ポイント減少しています。

なお、「行っているスポーツの種類」を「簡単な運動（散歩、家で体を動かすゲームなど）」だけと回答した人を除き、前回調査と同様の集計を行った結果では、週1日以上スポーツをする人の割合（スポーツ実施率）は80.5％と前回調査より1.3ポイント減少しており、一方で、スポーツを「ほとんどやっていない」人の割合は14.5％と1.9ポイント増加しています。



※今回' … 「行っているスポーツの種類」を「簡単な運動（散歩、家で体を動かすゲームなど）」だけと回答した人を除き、前回調査と同様の集計を行った結果。

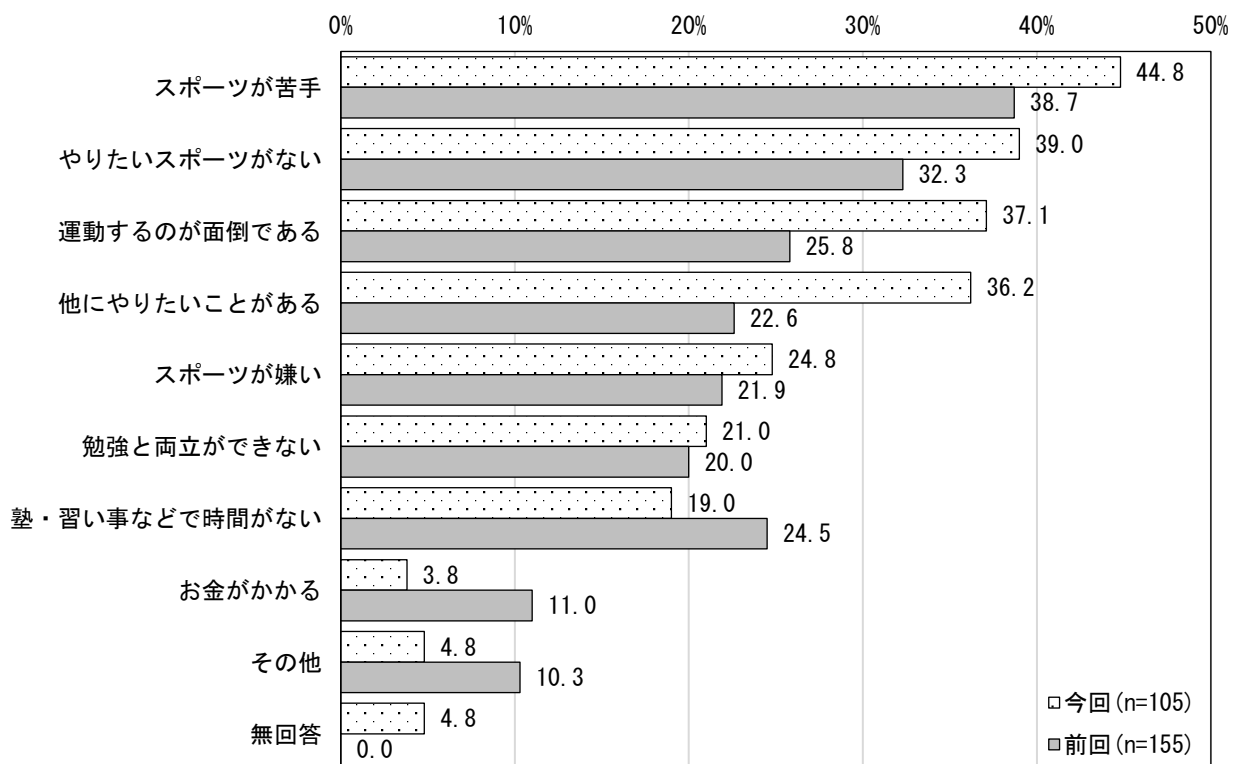
学校の授業以外にスポーツをする時間を持ちたいと「思う」と回答した人は 69.7%と、前回調査と比べて 2.7 ポイント増加していますが、「思わない」と回答した人の割合も 1.0 ポイント増加しています。



スポーツを「ほとんどやっていない」と回答した人に対し、その理由を尋ねたところ、「スポーツが苦手」が 44.8%と最も多く、次いで、「やりたいスポーツがない」が 39.0%となっています。

なお、前回調査と比較すると、「他にやりたいことがある」が 13.6 ポイント、「運動するのが面倒である」が 11.3 ポイント増加しています。

■スポーツをやらない理由（この1年間でスポーツを「ほとんどやっていない」と回答した人）



「スポーツをやる人」と「スポーツをほとんどやっていない人」で、自分で「体力に自信がない」、「運動不足と感じている」、「健康ではないと感じている」と自覚している人の割合を比較すると、いずれも「スポーツをほとんどやっていない人」の方が多くなっています。

なお、「スポーツをやる人」から行っているスポーツが「簡単な運動」だけと回答した人を除くと、「体力に自信がない」、「健康ではないと感じている」は減少していますが、「運動不足と感じている」は増加しています。

■スポーツをやる人とほとんどやらない人で自覚している状態の違い

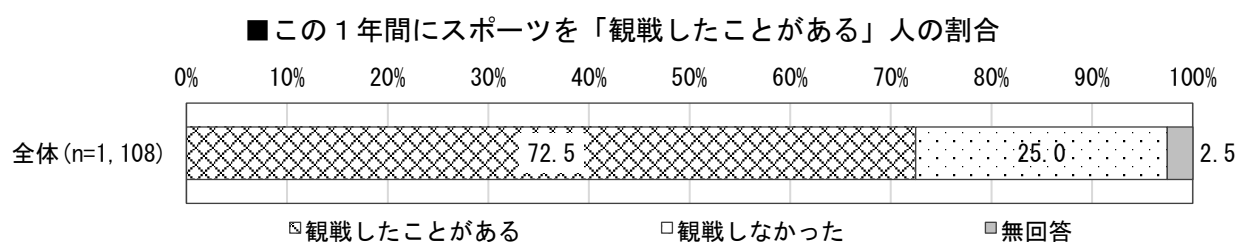
	体力に 自信がない	運動不足と 感じている	健康ではない と感じている
スポーツを やる人※ ¹	39%	35%	4%
スポーツを やる人※ ²	37%	51%	3%
スポーツをほとんど やっていない人	72%	56%	11%

※1：「行っているスポーツの種類」に「簡単な運動」と回答した人を含む。

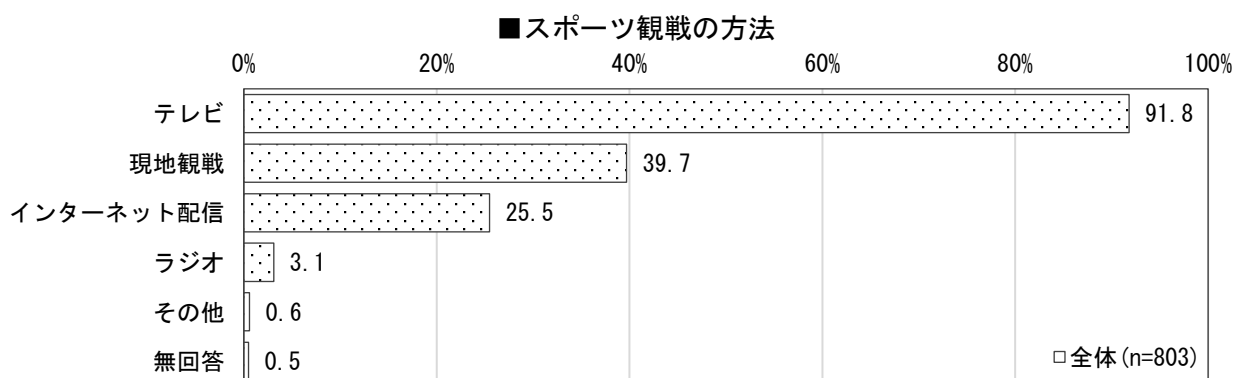
※2：「行っているスポーツの種類」に「簡単な運動」だけと回答した人を除く。

(2)「観る」スポーツ

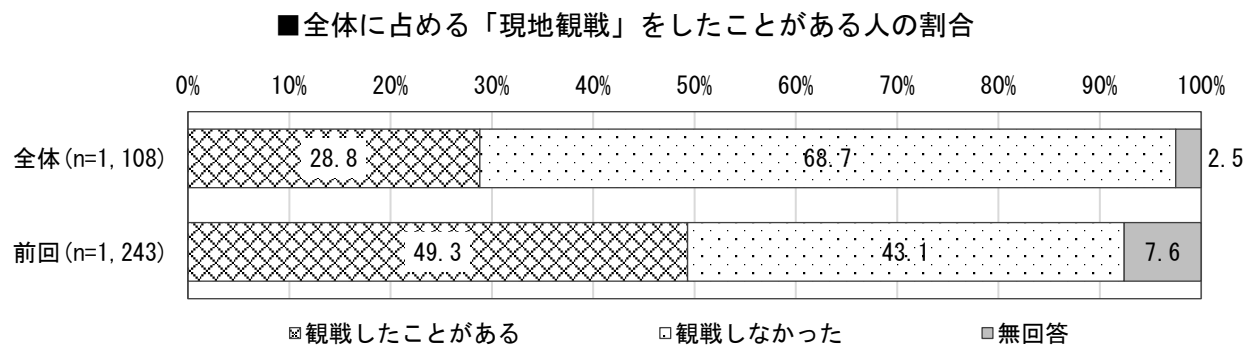
この1年間にスポーツを「観戦したことがある」人は72.5%となっており、「観戦しなかった」人の25.0%を上回っています。



スポーツ観戦の方法は、「テレビ」が91.8%と最も多く、次いで、「現地観戦」が39.7%、「インターネット配信」が25.5%となっています。

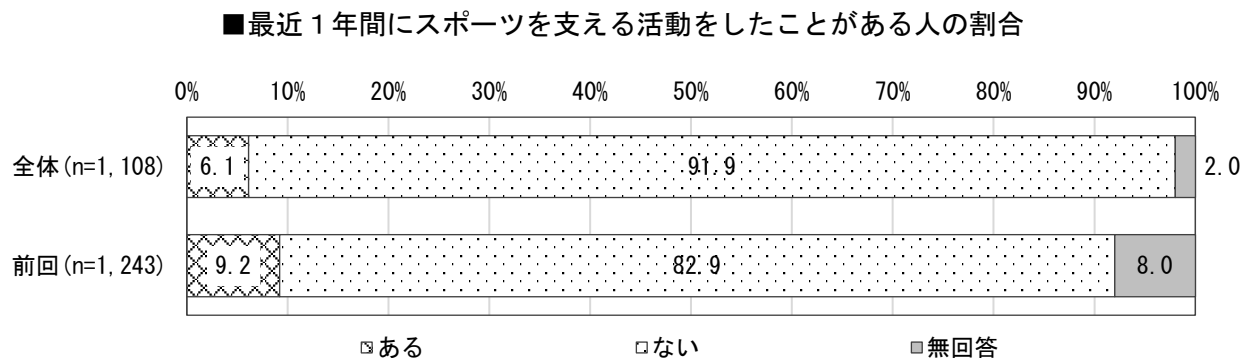


このうち、「現地観戦」をしたことがあると回答した人が全体に占める割合は 28.8%となっており、前回調査の 49.3%と比べて 20.5 ポイント減少しています。

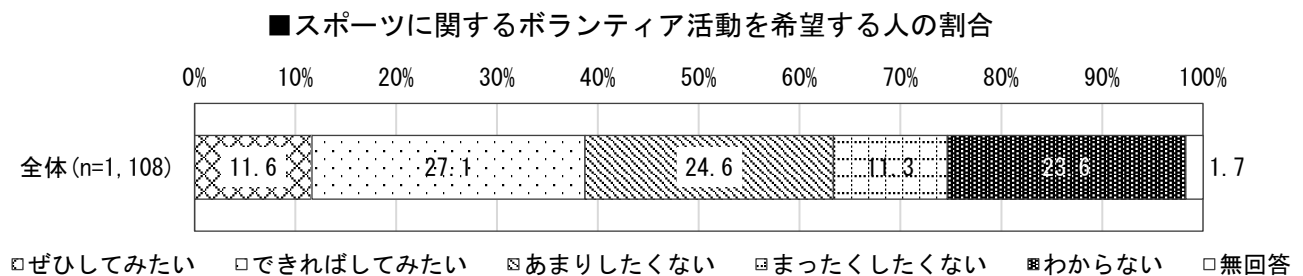


(3)「支える」スポーツ

最近1年間でスポーツに関する指導や、スポーツイベントに運営やボランティアとして参加したことがある人は、前回調査と比べて 3.1 ポイント減少し、6.1%にとどまっています。



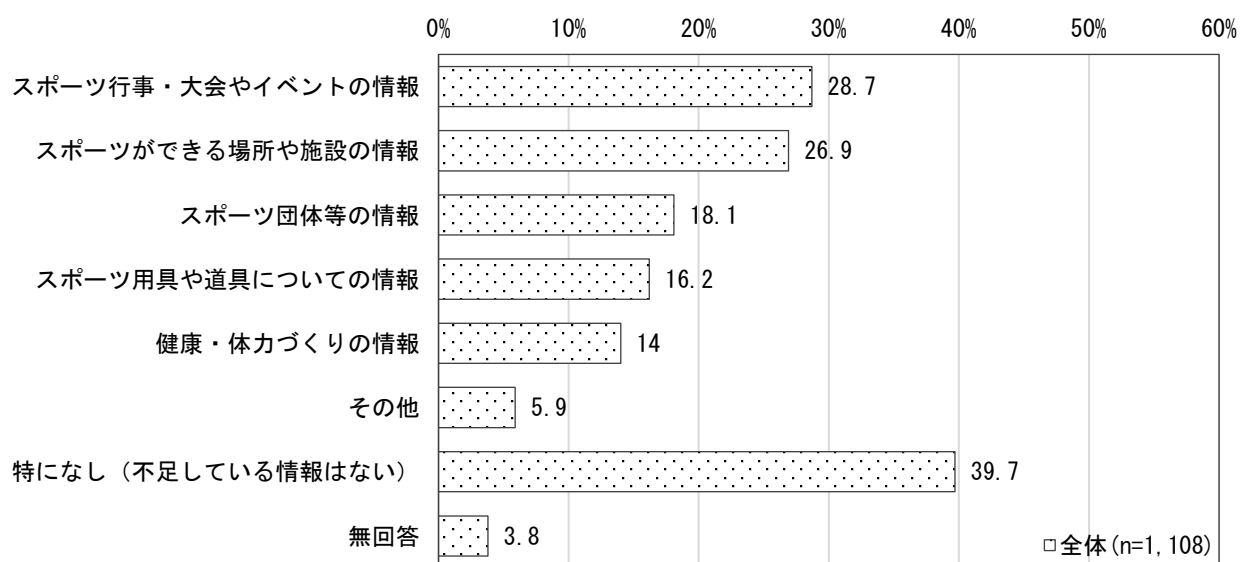
これからスポーツに関するボランティア活動を「してみたい（「ぜひしてみたい」と「できればしてみたい」の合計）」と回答した人は、「してみたくない（「あまりしたくない」と「まったくしたくない」の合計）」と回答した人を上回っていますが、35.9%にとどまっています。



(4) スポーツに関する情報について

市のスポーツに関する情報で不足していると思われるものは、「スポーツ行事・大会やイベントの情報」が28.7%と最も多く、次いで、「スポーツができる場所や施設の情報」が26.9%となっています。

■スポーツに関して不足している情報



3 現計画の評価

現計画では、基本理念に基づき設定した数値目標を達成するために、「する」スポーツ、「観る」スポーツ、「支える」スポーツ、スポーツ活動の場づくりごとに事業を実施してきました。

ここでは、現計画の計画期間における事業実施状況や数値目標に対する達成状況について整理、評価を行います。

1 数値目標の達成状況

現計画で設定された数値目標に対する評価は以下のとおりであり、評価時点（令和4年）で目標を達成している指標は、大目標を含めた4項目となっています。

また、令和2年以降は新型コロナウイルス感染症の影響による外出抑制、イベントの中止等で数値が減少するなどしたものの、計画期間内に一旦は目標が達成された指標が6項目となっています。

さらに、目標達成の見込みが有ったものの、コロナ感染症の拡大により現時点では達成されていない目標が3項目となっています。

その他、計画期間内に改善が見られず達成できなかった、もしくは達成の見込みがない目標は8項目となっています。

■ 評価の考え方

評価	概要
◎	評価時点で目標を達成している。
○	計画期間内に一旦は目標が達成された。
△	目標達成の見込みが有ったものの、コロナ感染症の拡大により現時点では達成されていない。
×	改善が見られず達成できなかった、もしくは達成の見込みがない。

■ 数値目標の達成状況（大項目）

大目標	計画年度 (H24) (2012年)	策定時 (H29) (2017年)	目標値 (R4) (2022年)	評価値	評価
週に1回以上スポーツをする人（18歳以上の市民）の割合を55%以上とします（%）	34.7	33.6	55.0	66.8* (R4)	◎

※市民意識調査において、回答者が行っているスポーツに「簡単な運動（散歩、家で体を動かすゲームなど）」を含むものとした。

■ 数値目標の達成状況（中項目）

中目標		計画年度 (H24) (2012年)	策定時 (H29) (2017年)	目標値 (R4) (2022年)	評価値	評価
1	週に1回以上スポーツを「する」、「観る」、「支える」人（18歳以上の市民）の割合を合せて70%以上とします（%）	—	54.3	70.0	71.6* (R4)	◎
2	総合型スポーツクラブを設置します（箇所）	0	0	1	0 (R3)	×
3	総合体育館年間利用者数を平成24年度比10%増とします（人）	230,417	231,903	253,459	242,592 (H30) 134,292 (R3)	△
4	学校開放年間利用者数を平成24年度比10%増とします（人）	139,260	142,764	153,186	153,346 (H30) 130,765 (R3)	○
5	スポーツ少年団加入者率を平成24年度比10%増とします（%）	13.9	13.8	15.3	13.77 (R3)	×
6	スポーツ事業の年間参加者数を平成24年度比10%増とします（人）	9,288	10,025	10,217	10,947 (H29) 99 (R3)	○
7	託児付きスポーツ教室開催の推進を図るため、啓発・周知を行います（回）	3	0	5	1	×
7-1	親子で参加できる事業数を増加させます（回）	—	14	18	41 (R1) 5 (R3)	○
8	勤労福祉センターのアスレチックルーム・アリーナの利用者数を平成24年度比10%増とします（人）				27,138 (H30) 12,014 (R3)	○
	・アスレチックルーム（個人利用）	17,320	25,600	26,250	36,898 (H30) 19,750 (R3)	○
	・アリーナ（団体利用）	11,203	8,921	12,324	7,736 (R3)	×
9	障害者向けスポーツ講座を開催します（回）	0	1	1	1 (R3)	◎
10	児童センター（館）で行うスポーツ関連事業数を平成24年度比10%増とします（回）	175	165	193	229 (R3)	◎
11	高齢者で運動をしていない者の割合を減少させます（%）	20.1	20.7	19.0	21.5 (R3)	×
12	メタボリックシンドローム該当者、予備群の人達への健康教育の生活改善策の一つとして習慣的に運動を行うことを勧め、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の人数を減少させます（人） ※40～74歳の国保加入者対象	970	1,192	778	1,105 (R3)	×
13	中学校部活動（運動部）加入率を増加させます（%）	59.0	65.7	70.0	59.6 (R3)	×
13-1	体力テストの5段階絶対評価で上位3ランクの児童の割合を80%以上、生徒の割合を85%以上とします（%）	—	80.8%	80%以上	82.2 (H29)	○
			84.4%	85%以上	85.2 (R1)	
14	公民館3館の体育室（講堂含む）の年間利用者数を平成24年度比10%増とします（人）	50,498	53,633	55,548	55,295 (H30) 37,790 (R3)	△
15	スポーツをする時間を持ちたいと思う中学校2年生の割合を80%以上とします（%）	—	67.0	80.0	66.4 (R4)	×
16	週に1回以上スポーツをする障害者（成人）の割合を40%以上とします（%）	—	32.3	40.0	37.9 (R1)	△

※市民意識調査において、回答者が行っているスポーツに「簡単な運動（散歩、家で体を動かすゲームなど）」を含むものとした。

2 実施事業の評価

現計画において取り組んできた事業は、以下のとおりです。

■ 実施事業一覧

◇「する」スポーツに関わる施策の実施状況	
ア スポーツ団体におけるスポーツの充実	
イ 乳幼児期（0～6歳）におけるスポーツの充実	
（ア）体を動かす機会の拡充	（イ）指定管理者と連携
ウ 小・中学生期（7～15歳）におけるスポーツの充実	
（ア）スポーツ少年団加入の促進	（ウ）子どものスポーツ活動の充実
（イ）子ども教室の充実	（エ）習うスポーツの充実
エ 中間年齢層期（15～60歳）におけるスポーツの充実	
（ア）家族で参加できるスポーツの充実	（ウ）夜間にできるスポーツの充実
（イ）個人で気軽に参加できるスポーツの充実	（エ）時間がない中でできる「ながらスポーツ」の紹介
オ 退職後・高齢期（概ね60歳以上）におけるスポーツの充実	
（ア）介護予防事業との連携	（イ）家でもできる簡単な運動の紹介
カ 障害者におけるスポーツの充実	
（ア）障害者スポーツの実施	（ウ）スポーツ・レクリエーションの推進
（イ）市以外などからの障害者スポーツ情報の周知	
キ 地域・全年齢におけるスポーツの充実	
（ア）体験型スポーツ事業の拡充	（カ）友好都市を活用したスポーツ事業の充実
（イ）指定管理者と連携	（キ）民間企業との協働事業の推進
（ウ）総合型地域スポーツクラブの設置	（ク）スポーツ指導の周知拡充・充実
（エ）気軽にできるスポーツ・レクリエーションの推進	（ケ）健康づくりを意識したスポーツの推進
（オ）市のホームページのさらなる充実	

◇「観る」スポーツに関わる施策の実施状況	
ア 「観る」スポーツの推進	ウ プロ選手等による講演会等の実施
イ パブリック・ビューイングの検討	

◇「支える」スポーツに関わる施策の実施状況	
ア スポーツ少年団における指導者等の研修	ウ スポーツボランティアの募集
イ スポーツ事業開催における交通の利便性	エ ボランティア情報のプラットフォームの導入

◇スポーツ活動の場づくりに関わる施策の実施状況	
（1）公共スポーツ施設の整備・充実	（3）スポーツ施設開放の推進
（2）スポーツ活動が可能な場の有効活用	（4）公園の有効活用

(1) 取組が期待通りに行われなかった事業

現計画において、計画期間中に取組が期待通りに行われなかった事業について整理すると、以下のとおりです。

①「する」スポーツについて

- ・「指定管理者と連携（乳幼児期（0～6歳））」については、勤労福祉センターにおいて予定していた「小さい子どもが親と一緒にできるスポーツ」が実施できていません。
- ・「家族で参加できるスポーツの充実（中間年齢層期（15～60歳））」については、親子でできるレクリエーション活動教室の参加人数が予定を下回りました。
- ・「時間がない中でできる「ながらスポーツ」の紹介（中間年齢層期（15～60歳））」については、情報周知が十分に行われませんでした。
- ・「介護予防事業との連携（退職後・高齢期（概ね60歳以上））」については、新型コロナウイルス感染症により、実施が一部中止となったため、参加人数が減少しました。
- ・「障害者スポーツの実施（障害者におけるスポーツの充実）」については、障害者スポーツ大会を毎年度実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。なお、障害によっては、マスクをするなどの感染予防対策が困難な場合もあり、現在のように感染者が増えているなか、今後も従来通りの実施は難しい状況となっています。
- ・「市以外などからの障害者スポーツ情報の周知」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、埼玉県障害者スポーツ大会等は中止となったため、実施しませんでした。
- ・「市のホームページのさらなる充実」については、ホームページの随時更新及び登録基準の一覧表など、より分かりやすい利用方法の周知に努めてきましたが、十分ではありませんでした。

③「支える」スポーツについて

- ・「スポーツ事業開催における交通の利便性」については、市民プールで行っているキッズスイミングスクールにおいては専用のバスによる送迎が行われましたが、その他の施設では、利便性向上に向けた調整が進んでいない状況となっています。
- ・「スポーツボランティアの募集」については、市民体育祭等の大規模イベントを開催する際に募集を行い、地域の方々との親交を深めていますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、十分な成果を得ることが出来ませんでした。

④スポーツ活動の場づくりについて

- ・「公共スポーツ施設の整備・充実」については、AEDの設置や蛍光灯のLED化、定期的な点検による施設の更新・補修、撤去を行いました。市の財政状況により予算が十分に確保できていない状況のなか、計画期間における施設修繕・改修についての取組は期待通りには行われませんでした。

（２）実施できなかった事業

現計画において、計画期間中に取組が実施できなかった事業について整理すると、以下のとおりです。

①「する」スポーツについて

- ・「総合型地域スポーツクラブの設置」については、既存の各団体との調整が進まず、事業が実施されませんでした。

②「観る」スポーツについて

- ・「パブリック・ビューイングの検討」については、東京オリンピック・パラリンピックが無観客開催となり、また、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて中止となり、事業が実施できませんでした。
- ・「プロ選手等による講演会等の実施」については、令和 3 年度中の実施予定が、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ延期となりました。

③「支える」スポーツについて

- ・「ボランティア情報のプラットフォームの導入」については、現時点においてボランティア情報の一元化に向けた調整が進んでいない状況です。

④スポーツ活動の場づくりについて

- ・「スポーツ施設開放の推進」については、民間企業と協力して利用者拡大及び事業展開を行う予定でしたが、企業との調整が進まないため実施できませんでした。

（３）事業実施状況のまとめ

現計画における実施事業の取組状況を整理すると、以下のとおりとなっており、計画された 36 事業のうち、21 事業では期待どおりの取組状況となった一方で、10 事業は期待通りには行われず、5 事業は実施されませんでした。

■ 事業実施の取組状況

実施事業	取組が期待通りに行われた	一部は期待通りに行われなかった	実施できなかった
◇「する」スポーツに関わる施策の実施状況	17	7	1
◇「観る」スポーツに関わる施策の実施状況	1	0	2
◇「支える」スポーツに関わる施策の実施状況	1	2	1
◇スポーツ活動の場づくりに関わる施策の実施状況	2	1	1
合計	21	10	5

4 今後の計画における課題

本市の現状やアンケートの調査結果、第1期計画の取組状況などをもとに、今後、取り組むべきスポーツ施策の課題は以下の通りです。

(1)「する」スポーツについて

① スポーツを通じた健康づくりを推進

運動・スポーツを習慣化していくことは、体の健康の維持・増進にとどまらず、心の健康の増進・保持も図られることから、忙しい人やスポーツに関心がない市民も含め、ライフステージに合わせて運動・スポーツを取り組める場所や機会の提供が重要です。

しかし、男性では30代、女性では40代でスポーツ実施率が他の年代より大きく下回っており、年齢にともなうライフステージの変化による時間的な制約が要因となっていると考えられます。

また、生産年齢人口の減少や社会保障費の増加といった課題に対応するため、健康寿命の延伸が注目されてきていますが、本市では、高齢化が進行しつつあるものの、健康寿命の延伸に鈍化が見られる状況となっています。

スポーツにより意識的に体を動かすことで健康寿命を延ばし、豊かな人生経験を生かした地域社会での活躍の場づくりや地域や世代間の交流を伴う生きがいがいづくりにつながることから、本市でも高齢者の生活機能の向上や運動習慣の意識啓発に努めてきました。

したがって、そのような人達を対象として、それぞれの年代や関心・適正等に応じて日常的なスポーツへの触れ合いの機会を創出するとともに、スポーツの魅力や効果を発信する取組を強化していくことが必要です。

さらに、スポーツのハードルを下げ、誰でも簡単にスポーツを始められる空気を醸成するためにも、「スポーツ」には、健康のために生活習慣や意識を少しだけ変えて取り組む、日常的に無理のない行動も含まれる、という考え方を広く普及・啓発するための情報発信に努めることが重要です。

② 子どものスポーツ機会の充実

近年、子どもの体力低下が課題となっており、将来的には国民全体の体力低下が懸念されています。和光市の児童・生徒においても、体力テストの多くの項目で国や県を上回る結果となっていますが、令和3年度の結果を平成28年度と比べると、中学2年生では向上がみられますが、小学5年生では国や県と同様に低下しています。

将来の社会全体の活力低下を防止するためにも、散歩、家で体を動かすゲームなどの簡単な運動もスポーツとして定義されることを広く普及・啓発する取組を強化するとともに、スポーツに気軽に取り組める環境づくりが必要です。

③ 現行の事業実施状況の改善

現計画において取り組んできたものの、期待通りには行われなかった「家族で参加できるスポーツの充実」については、より子育て世代を意識した事業内容を検討することとし、より子育て世代を意識した事業内容の検討及び周知方法の改善を図る必要があります。

また、「ながらスポーツの紹介」についても、新たな媒体の検討を含めた周知方法の改善を図る必要があります。

さらに、市のホームページについても、内容の改善やSNSを通じての周知など、さらなるインターネットの活用を図り、より分かりやすい利用方法の周知に努めていく必要があります。

(2)「観る」スポーツについて

① スポーツを「観る」機会の充実

アンケート調査では、現地でスポーツを観戦した人の割合は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり前回調査よりも減少しており、2割強にとどまっています。

スポーツ観戦の手段は多様化していますが、実際に会場で観戦することで臨場感や一体感を味わうことができるなど、スポーツの楽しさを肌で感じることができます。

本市では、これまでもレベルの高い試合を観戦する機会を提供するために総合体育館等を活用してプロスポーツの試合を開催する等の取組を推進してきました。今後、さらに市民の関心を高めるためにも、周知の方法の見直しのほか、同日に体験教室の開催や屋台の出店等、来場した市民に試合の観戦だけではない他の要素での楽しさを提供して地域活性化に結び付ける等、実施内容の向上に取り組む必要があります。

一方、東京2020大会においては、新型コロナウイルス感染症対策として無観客で行われたにも関わらず、多くの人がテレビやインターネット、スマートフォンなどで観戦し、スポーツに触れるきっかけとなりました。

本市でも、スポーツ協会や市内で活動するスポーツ関連団体との協力・連携して、プロスポーツ観戦の機会や、市主催以外の身近な大会の情報提供による観戦の機会を増やす取組を推進する必要があります。

② 東京2020大会のスポーツ・レガシーの継承・発展

和光市では、東京2020大会の競技種目として、陸上自衛隊朝霞訓練場において射撃競技が行われました。市では、大会開催に向けた機運醸成の取組として、「アジア・エアガン選手権大会」や「ビームライフルチャレンジカップ」を開催したほか、和光市を訪れる外国人との交流を目的として「外国人おもてなし交流イベント～おもてなし交流DAY～」の実施や「和光市語学ボランティア」の設置、和光市ゆかりのアスリート応援など、様々な分野との連携の上、スポーツを通じたまちづくりを目指して和光市ならではの取組を行いました。

今後は、これらの実績を踏まえながらボランティアの活用や更なる交流機会の創出、共生社会の実現等に向け、レガシーとして継承していく取組を推進していくことが必要となります。

(3)「支える」スポーツについて

① 市のスポーツ推進を支える人材の育成

それぞれのライフステージに応じて、誰もが安心・安全にスポーツを行っていくためには、それを支える人材が必要不可欠ですが、指導者やスポーツボランティアとして関われる人材はまだ不足している状況です。

アンケート調査では、スポーツに関するボランティア活動を行ったことがない市民は9割以上となっていますが、今後、してみたいと考える市民については3割未満にとどまっており、スポーツ推進委員の認知度についても1割未満にとどまっています。

また、アンケート調査の結果、指導者に求める内容としては、若い人ほど技術力の向上が多く、一方で年配の人ほど健康・体力づくりが多くなっています。

したがって、市民にスポーツを支える人材の必要性・重要性について関心を喚起・啓発する取組を推進するとともに、市のスポーツ事業を支える人材の育成と、活動を支援する取組を強化することが重要です。

(4) スポーツ活動の場づくりについて

① スポーツに取り組む機会の創出

新型コロナウイルス感染症の影響で、スポーツを行う場所の閉鎖やイベントの中止等により、スポーツに取り組む機会が減少した人々が再びスポーツに取り組めるように、国が示す「新しい生活様式」のもと、より工夫した場所の提供やイベント等の実施とともに、スポーツ関連情報の発信を強化していく必要があります。

また、アンケート調査の結果では、簡単な運動については、道路・遊歩道や自宅など、生活に身近な場所で取り組む人が多くなっていますが、競技スポーツやレクリエーションスポーツでは、民間スポーツ施設で取り組む人が最も多い一方で、市内の施設よりも市外、県外で取り組んでいる人が多くなっています。

さらに、スポーツに関する情報については、スポーツができる場所や施設の情報が不足していると回答した人が最も多いことから、今後、市が所有するスポーツ施設について、利便性向上に努めるとともに、スポーツができる場所や施設について、より一層、情報発信に努めていく必要があります。

② スポーツ施設の計画的な更新

現計画期間中においては、予算が確保できないため公共スポーツ施設の修繕・改修が十分に行えない状況でした。今後、施設の使用方法等の見直しを図り、緊急度、必要性及び市の財政状況を勘案した施設の整備に努めることが必要です。

第3章 計画の基本理念・基本方針

1 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

本市では、平成25年12月に策定した「和光市スポーツ推進計画」において、「スポーツを通じて健康で生きがいのある人生を実現するために」を基本理念として、スポーツを「する」機会だけでなく、「観る」、「支える」機会を提供するとともに、スポーツ活動の場づくりを通して、市民の誰もがスポーツに親しめる環境整備に取り組んできました。

今後、コロナ禍においても意識的に運動・スポーツに取り組むことは、健康の保持・増進を図るだけではなく、ストレスの解消や自己免疫力を高めてウイルス感染症を予防すると考えられることから、国が示す「新しい生活様式」を踏まえた行動変容が求められます。

こうした状況においては、市民がこれからの日々の暮らしの中でスポーツを身近に感じ、新たな出会いや交流を持つことで時代に合ったコミュニティや絆を再構築し、健康長寿社会の実現や地域の活性化を図ることによって、元気で豊かな未来を切り拓いていくことが求められます。

そのため、本計画では、市のスポーツを取り巻く現状と課題を踏まえ、基本理念を以下のように掲げます。

～ 基本理念 ～

スポーツの推進による、健康で活力にあふれた和光

(2) 持続可能な社会に向けた取組

「第2期和光市スポーツ推進計画」においては、「第五次和光市総合振興計画基本構想」における市民生活の目標像8「健康に日々を暮らしている」及び、目標像10「趣味などを通して充実した時間を過ごせる」の実現のため、ゴール（目標）3「すべての人に健康と福祉を」及び、ゴール（目標）4「質の高い教育をみんなに」に沿った施策を推進していきます。



3 すべての人に健康と福祉を 	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
4 質の高い教育をみんなに 	4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

2 施策の体系

基本理念の実現のために、本計画において取り組むべき施策の方向性や基本施策を次のように設定します。

■基本理念

スポーツの推進による、健康で活力にあふれた和光

基本方針	基本施策	具体的な取組
1. 誰もがスポーツを楽しめる環境の充実 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに	1. ライフステージに応じたスポーツ環境の充実 2. 多様なスポーツの機会の創出	(1) 乳幼児期（0～6歳）におけるスポーツの充実 (2) 小・中学生期（7～15歳）におけるスポーツの充実 (3) 中間年齢層期（15～60歳）におけるスポーツの充実 (4) 退職後・高齢期（概ね60歳以上）におけるスポーツの充実 (1) 幅広い年代を対象としたスポーツ事業の開催 (2) 「観る」スポーツの推進 (3) スポーツの場づくり (4) スポーツ情報の積極的な発信 (5) 安心・安全なスポーツ事業への取組【新規】
2. スポーツによる社会課題の解決 3 すべての人に健康と福祉を	3. スポーツを通じた地域の活性化 4. スポーツを通じた健康づくりの推進 5. スポーツによる共生社会の実現	(1) スポーツを通じた交流人口の拡大 (2) 民間企業との協働事業の推進 (3) アスリートと触れる機会の充実 (1) 中間年齢層期（15～60歳）におけるスポーツの充実（再掲） (2) 退職後・高齢期（概ね60歳以上）におけるスポーツの充実（再掲） (3) 健康づくりを意識したスポーツの推進 (1) 気軽にできるスポーツ・レクリエーションの推進 (2) 障害者におけるスポーツの推進 (3) スポーツの国際交流【新規】
3. スポーツを通じた地域活動の充実 4 質の高い教育をみんなに	6. スポーツ団体の活動支援 7. スポーツを支える人材の育成・確保	(1) スポーツ団体活動の充実 (2) 地域におけるスポーツの充実 (1) 指導者の育成と資質向上 (2) スポーツボランティアの確保と活用 (3) スポーツ推進委員の活性化【新規】

3 基本方針

基本理念に基づいて、計画期間中に本市で取り組む施策の基本方針を次のように設定します。

○基本方針1：誰もがスポーツを楽しめる環境の充実



本市のスポーツ実施率は、働く世代・子育て世代である30代から40代において低く、スポーツ実施を阻害する要因としては「仕事、家事、育児、勉強などで忙しく時間がない」が突出しています。

こうした現状に対し、スポーツに関する情報発信や民間企業と連携した啓発などを通して、スポーツの魅力や効果を発信していくとともに、ライフステージに応じたスポーツ機会の充実や身近な地域でスポーツに親しむことができる環境づくりを通して、スポーツ実施率の向上を目指します。

また、新たな競技やレクリエーションの登場にともない、誰もが各々の年代や関心・適性等に応じて日常的にスポーツに触れ合うことができる機会を創出します。

○基本方針2：スポーツによる社会課題の解決



健康寿命の延伸が注目される中、平均寿命の延伸に伴い懸念される公的介護費用等の増加や地方自治体の公的サービス、行政機能の低下といった社会的課題を解決するうえで、健康寿命をいかに延ばしていくかが重要となっています。

本市でも、進行しつつある高齢化社会に備え、健康寿命の延伸を図るために、手軽にできるスポーツの力で健康長寿社会の実現を目指します。

また、スポーツ観戦の手段は多様化していますが、実際に会場で観戦することで臨場感や一体感を味わうことができるなど、スポーツの楽しさを肌で感じることができます。

したがって、本市では、総合体育館等を活用したプロスポーツの観戦機会の増加など、地域の活性化及び連帯感の向上に資する取組を推進し、スポーツをまちづくりに活かした地域の活性化を図ります。

○基本方針3：スポーツを通じた地域活動の充実



多様化する市民のスポーツニーズに対応するため、指導者の育成に努めるとともに、市のスポーツ振興の中心的な役割を担う市内で活動するスポーツ団体の活動の支援などに取り組みます。

また、スポーツ推進委員は、スポーツ推進のための連絡調整や地域スポーツのコーディネート、専門性を活かしたスポーツ指導など、本市のスポーツ推進を支える活動に取り組んでいますが、アンケート調査の結果では認知度が低いため、委員の更なる資質向上と活動の周知、活性化を図ります。



第4章 施策の展開

1 基本方針1 誰もがスポーツを楽しめる環境の充実

1 ライフステージに応じたスポーツ環境の充実

スポーツへの取組を習慣化することで、体の健康の維持・増進と併せて、心の健康の保持・増進が期待できます。

市内のスポーツ関連団体と協力・連携してスポーツプログラムの充実を図り、子どもから高齢者まで、誰もがそれぞれの目的・関心・適性等に応じて簡単にスポーツを始められる場所や機会の提供に取り組みます。

(1) 乳幼児期（0～6歳）におけるスポーツの充実

①体を動かす機会の拡充 ＜保育施設課、産業支援課＞

児童の健康及び成長を促すために、児童センター（館）等と連携し、外庭やアリーナ等を解放するなど、体を動かす機会の拡充を図ります。

また、勤労福祉センターにおけるアリーナ（軽体育室）において、「キッズテニス」などの小さい子どもができるスポーツを実施します。

②親子でできるプログラムの導入 ＜スポーツ青少年課＞

より多くの親子にスポーツに対して関心を抱いていただけるように、親子を対象としたプログラムの充実を図ります。

(2) 小・中学生期（7～15歳）におけるスポーツの充実

①子ども教室の充実 ＜生涯学習課＞

子ども教室におけるスポーツを充実させ、スポーツに触れ合うきっかけづくりを行います。

②子どものスポーツの充実 ＜学校教育課＞

生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を目指し、学校体育の充実を図ります。

また、地域の人材や施設・設備を活用した子どものスポーツの充実を図ります。

③習うスポーツの充実 ＜スポーツ青少年課＞

児童・生徒を対象としたスポーツの技能を獲得する教室を開催するなど、市内各施設の指定管理者と連携して、各年代に対しての事業開催を検討します。

(3) 中間年齢層期（15～60歳）におけるスポーツの充実

①家族で参加できるスポーツの充実 <スポーツ青少年課>

スポーツ推進委員を中心にパズロック教室等、親子でできるレクリエーション活動を継続して実施していきます。

特に、子育て世代が家族で参加できるスポーツのさらなる充実を目指し、事業内容の検討を行います。

②個人で気軽に参加できるスポーツの充実 <スポーツ青少年課>

指定管理者と連携して総合体育館のサービスプログラムの開催数を増やすなど、個人で参加できるスポーツの充実を図っていきます。

③夜間にできるスポーツの充実 <スポーツ青少年課、産業支援課>

平日の仕事の後など夜間にできるスポーツについて、指定管理者と連携して運動場、総合体育館、市民プールの各施設にて夜間開放を行うなど、利用機会の充実を図ります。

また、学校体育施設の夜間開放を行い、運動できる場を提供します。

勤労福祉センターを 21 時まで開館し、夜間にできるスポーツ施設としても提供します。

④時間がない中でできる「ながらスポーツ」の紹介 <スポーツ青少年課、健康保健医療課>

スポーツ推進委員や指定管理者とも協力のうえ、パンフレット作成などによる「ながらスポーツ」の周知とともに、実際に取り組む機会の提供を行っていきます。

また、保健センターの窓口においても運動系のパンフレットを配置し、その中で「ながらスポーツ」について周知・啓発を図ります。

⑤現役世代に対する健康増進支援の実施 <健康保健医療課> 【新規】

自主的な健康づくり行動に役立つ情報の趣旨普及に努めます。

(4) 退職後・高齢期（概ね60歳以上）におけるスポーツの充実

①介護予防事業との連携 <スポーツ青少年課、健康保険医療課、長寿あんしん課>

スポーツ推進委員と連携して、ウォーキング教室やマレットゴルフ等、高齢者も取り組みやすいスポーツ事業を継続して実施します。

また、メタボ予防のために健康教育を実施するとともに、ヘルスサポーター養成講座で運動の必要性を周知し、ヘルスサポーターの定例会で運動の推進を図ります。

さらに、市内 13 ヶ所において、元気な高齢者を対象とした介護予防事業を継続して実施するとともに、市内の介護予防拠点において、運動や栄養の講座、認知症予防などに資する教室を引き続き実施していきます。

介護予防事業の中では、健康づくりを目的とした運動（「3B体操」「いつまでも元気塾」

「健康運動ふれっしゅらいふ」等）を実施します。

また、65歳以上の高齢者において、介護予防事業や通いの場等への参加を促すことで、運動習慣が週1回以上の割合を増やします。

②家でもできる簡単な運動の紹介 <スポーツ青少年課、健康保険医療課、長寿あんしん課>

スポーツ推進委員及び各施設の指定管理者と連携し、高齢期において、家で実施できる運動の紹介及び教室を実施していくとともに、自宅でもできるトレーニング動画の配信等を行います。

また、保健センター窓口や、特定保健指導、健康相談事業等で、家でもできる簡単な運動を紹介するパンフレットを配布します。

さらに、介護予防事業所が作成した介護予防のための体操動画を YouTube 和光市公式チャンネルでの公開を継続していくとともに、市内の介護予防拠点において、自宅でもセルフトレーニングができるように指導を行い資料の配布を行っていきます。

2 多様なスポーツの機会の創出

より多くの市民がスポーツを気軽に楽しめる環境を提供するために、地域の公共施設の有効活用や利便性を高める取組を行います。

また、市内のスポーツ施設について、修繕や整備を計画的に行っていきます。

(1) 幅広い年代を対象としたスポーツ事業の開催

①体験型スポーツ事業の拡充 <スポーツ青少年課>

スポーツに関わるきっかけづくりのために、スポーツ推進委員や指定管理者とも連携しながら、初めてスポーツを行う人が楽しめるような体験型スポーツ事業を提供します。

②スポーツの日の事業開催 <スポーツ青少年課>

「スポーツの日」において、幅広い年代を対象とした和光市の特徴を踏まえた事業を市内各スポーツ施設で実施するために、指定管理者との連携に努めます。

③スポーツ教室の開催 <スポーツ青少年課、生涯学習課>

住民のニーズや地域の実情に応じ、市民が気軽に集い、誰もがスポーツを楽しめる機会を引き続き提供していくとともに、内容の充実に努めます。

④勤労福祉センターの活用 <産業支援課>

勤労福祉センターを活用して、女性や子育て世代が参加できるようなスポーツ事業の実施を検討します。

(2) 「観る」スポーツの推進

① プロスポーツチームの試合開催誘致 <スポーツ青少年課>

大崎電気（ハンドボール競技）と協力のうえ、総合体育館にてホームゲームを開催することで、プロスポーツの観戦機会を提供します。

また、卓球等、トップアスリートによる試合の開催誘致やイベント等の実施を検討し、観る機会の増加を図ります。

② 西武ライオンズの観戦チケット配布 <秘書広報課>

「和光市と株式会社西武ライオンズとの連携協力に関する基本協定」（フレンドリーシティー）に基づき、和光市内の園児、小学生、中学生及び新婚の皆さまを招待する「野球観戦チケット引換券」を配布します。

③ パブリック・ビューイングの検討 <スポーツ青少年課>

和光市出身の選手が出場する国際大会等を市民に観戦していただくパブリック・ビューイングの実施を検討します。

(3) スポーツの場づくり

① 公共スポーツ施設の整備・充実 <スポーツ青少年課、産業支援課、公園みどり課>

施設の劣化状況を早期に把握し、市の財政状況を勘案しながら優先順位を立てつつ、計画的に修繕や整備を行います。

老朽化が進行する勤労福祉センターについては、定期的な点検及び補修を行い、設備の維持に努めます。

簡単な運動のできる身近な公園・広場に設置してある遊具施設については、劣化及び基準診断を定期的に行い、補修・撤去・更新を継続的にを行います。

② スポーツ施設開放の推進 <スポーツ青少年課>

スポーツ・レクリエーション活動をするための身近な場所として、市内の小・中学校の校庭・体育館を学校教育に支障のない範囲で登録団体に開放を進めていきます。

また、市内国有施設についても、有効活用のため、引き続き開放に向けた調整を行います。

③ 公園の有効活用 <スポーツ青少年課>

市内の公園において、スポーツ推進委員と連携したレクリエーションや健康づくり等の活動を通じ、公園に着目したスポーツ事業を推進していきます。

(4) スポーツ情報の積極的な発信**①市のホームページのさらなる充実 <スポーツ青少年課、産業支援課、生涯学習課>**

ホームページの適宜更新に努めるとともに、団体登録基準の一覧表など掲載内容を検討し、より分かりやすい利用方法の周知に努めます。

また、市のホームページに掲載している勤労福祉センターの利用方法等についても定期的に見直しを行い、分かりやすい表記に努めます。

さらに、公民館におけるスポーツに係る講座の情報について、市民の方に分かりやすく伝わるように工夫して市のホームページに掲載します。なお、過去に開催されたスポーツの講座を「事業の記録」として掲載し、市の取組を周知します。

②多様化する情報発信ツールの活用 <スポーツ青少年課>【新規】

市が発信するSNS等のメディアに合わせて、様々な手段でスポーツ情報を発信していきます。

特に、国の「スポーツ」の定義を踏まえ、趣味や交流のために気軽に体を動かすことや、日常の生活や仕事・家事の合間の簡単な運動も「スポーツ」と捉えて楽しく取り組んでいただけるよう、様々な媒体を活用して発信していきます。

(5) 安心・安全なスポーツ事業への取組 【新規】**①交通の利便性向上 <スポーツ青少年課>**

専用のバスによる送迎を行っているキッズスイミングスクールについては、指定管理者と連携して取組の継続に努めます。

また、市で実施するスポーツ事業においては、会場から離れている市民も参加しやすいように、民間事業者の協力を働き掛けていきます。

2 基本方針2 スポーツによる社会課題の解決

3 スポーツを通じた地域の活性化

スポーツに取り組むことで、健康・体力づくりだけでなく、他者との交流を深め、コミュニティ形成や強化につながることで、地域の活性化が図られることが期待されます。

したがって、多くの市民がスポーツにかかわりを持ち、それぞれの取組が、市民同士のつながりを形成することを目指します。

(1) スポーツを通じた交流人口の拡大

① 友好都市を活用したスポーツ事業の充実 <スポーツ青少年課>

災害時における相互応援協定を結んでいる各友好都市とのスポーツ交流事業を行っていきます。

(2) 民間企業との協働事業の推進

① プロスポーツチームの試合開催誘致 <スポーツ青少年課> (再掲)

大崎電気（ハンドボール競技）と協力のうえ総合体育館にてホームゲームを開催することで、プロスポーツの観戦機会を提供します。

また、卓球やバスケットボール等のプロスポーツチームの試合開催誘致等も検討することで観る機会の増加を図ります。

② 西武ライオンズの観戦チケット配布 <秘書広報課> (再掲)

「和光市と株式会社西武ライオンズとの連携協力に関する基本協定」（フレンドリーシティー）に基づき、和光市内の園児、小学生、中学生及び新婚の皆さまを招待する「野球観戦チケット引換券」を配布します。

(3) アスリートと触れる機会の充実

① トップアスリートに接する機会の提供 <スポーツ青少年課>

トップアスリートや著名人等による講演会等を実施することで、普段はスポーツになじみが少ない人たちに参加してもらい、スポーツをはじめるきっかけづくりを行います。

② スポーツ振興に関する地域協働事業 <スポーツ青少年課、秘書広報課>

埼玉西武ライオンズの選手やOB及びスタッフによる、少年野球連盟に対する経験者向きの教室や、初心者向け教室の開催を実施します。

また、埼玉西武ライオンズが実施するスポーツ振興に関する地域協働事業として、市民に対するイベントや市内小学校に対する体育授業の実施を支援します。

4 スポーツを通じた健康づくりの推進

平均寿命の延伸が続く中で、平均寿命と健康寿命の差を短縮することができれば、個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障負担の軽減が期待できることから、健康寿命をいかに延ばしていくかが重要な課題となっています。

本市では、スポーツを通じた健康づくりとして、誰でも、どこでも行うことができるスポーツの普及を行います。

（１）中間年齢層期（１５～６０歳）におけるスポーツの充実 （再掲）

①家族で参加できるスポーツの充実 ＜スポーツ青少年課＞

スポーツ推進委員会を中心にパズロック教室等、親子でできるレクリエーション活動を継続して実施していきます。

特に、子育て世代が家族で参加できるスポーツのさらなる充実を目指し、事業内容の検討を行います。

②個人で気軽に参加できるスポーツの充実 ＜スポーツ青少年課＞

指定管理者と連携して総合体育館のサービスプログラムの開催数を増やすなど、個人で参加できるスポーツの充実を図っていきます。

③夜間にできるスポーツの充実 ＜スポーツ青少年課、産業支援課＞

平日の仕事の後など夜間にできるスポーツについて、指定管理者と連携して運動場、総合体育館、市民プールの各施設にて夜間開放を行うなど、利用機会の充実を図ります。

また、学校体育施設の夜間開放を行い、運動できる場を提供します。

勤労福祉センターを21時まで開館し、夜間にできるスポーツ施設としても提供します。

④時間がない中でできる「ながらスポーツ」の紹介 ＜スポーツ青少年課、健康保健医療課＞

スポーツ推進委員会や指定管理者とも協力のうえ、パンフレット作成などによる「ながらスポーツ」の周知とともに、実際に取り組む機会の提供を行っていきます。

また、保健センターの窓口においても運動系のパンフレットを配置し、その中で「ながらスポーツ」について周知・啓発を図ります。

⑤現役世代に対する健康増進支援の実施 ＜健康保健医療課＞ 【新規】

自主的な健康づくり行動に役立つ情報の趣旨普及に努めます。

（２）退職後・高齢期（概ね６０歳以上）におけるスポーツの充実 （再掲）

①介護予防事業との連携 ＜スポーツ青少年課、健康保険医療課、長寿あんしん課＞

スポーツ推進委員会と連携して、ウォーキング教室やマレットゴルフ等、高齢者も取り組みやすいスポーツ事業を継続して実施します。

また、メタボ予防のために健康教育を実施するとともに、ヘルスサポーター養成講座で運動の必要性を周知し、ヘルスサポーターの定例会で運動の推進を図ります。

さらに、市内 13 ヶ所において、元気な高齢者を対象とした介護予防事業を継続して実施するとともに、市内の介護予防拠点において、運動や栄養の講座、認知症予防などに資する教室を引き続き実施していきます。

介護予防事業の中では、健康づくりを目的とした運動（「3 B 体操」「いつまでも元気塾」「健康運動ふれっしゅらいふ」等）を実施します。

また、65 歳以上の高齢者において、介護予防事業や通いの場等への参加を促すことで、運動習慣が週 1 回以上の割合を増やします。

②家でもできる簡単な運動の紹介 <スポーツ青少年課、健康保険医療課、長寿あんしん課>

スポーツ推進委員及び各施設の指定管理者と連携し、高齢期において、家で実施できる運動の紹介及び教室を実施していくとともに、自宅でもできるトレーニング動画の配信等を行います。

また、保健センター窓口や、特定保健指導、健康相談事業等で、家でもできる簡単な運動を紹介するパンフレットを配布します。

さらに、介護予防事業所が作成した介護予防のための体操動画を YouTube 和光市公式チャンネルでの公開を継続していくとともに、市内の介護予防拠点において、自宅でもセルフトレーニングができるように指導を行い資料の配布を行っていきます。

(3) 健康づくりを意識したスポーツの推進

①わこう健康マイレージの周知 <健康保険医療課>

市民の”楽しく健康づくり”を推進するため、スマホアプリを使用した「わこう健康マイレージ」を PR して、若い世代の参加者の増加を目指します。

さらに、ウォーキングをはじめとした、運動・身体活動のメリットや方法について周知します。

②ヘルスサポーターの養成 <健康保険医療課>

毎年、ヘルスサポーター養成講座を実施し、ヘルスサポーターによる地域での自主的な健康づくり活動を積み重ねて、地域に浸透させます。

また、セルフヘルスケアマネジメントの支援として、ラジオ体操等を一般市民に普及させていきます。

5 スポーツによる共生社会の実現

本市では、東京 2020 大会に向けて機運醸成のための様々な取組を各分野の関連団体・機関と連携して実施してきました。

今後は、これらの実績をレガシーとして継承し、スポーツを通じた国際交流や協力の機会の創出、障害者スポーツの推進、ボランティアの活用など、共生社会の実現に向け、様々な取組を推進していきます。

(1) 気軽にできるスポーツ・レクリエーションの推進**①誰でも楽しめるようなスポーツの推進 <スポーツ青少年課>**

共生社会実現に向け、誰でも気軽にスポーツを楽しめるように、スポーツ推進委員が中心となって、スポーツ・レクリエーションを推進します。

②地域のスポーツ行事への支援 <スポーツ青少年課>

スポーツ推進委員などにより、地域のスポーツ行事への支援を行うことで、地域での様々な活動や、それを通して生まれていたコミュニティの更なる活性化を図ります。

③多様化する情報発信ツールの活用 <スポーツ青少年課> 【新規】(再掲)

市が発信するSNS等のメディアに合わせて、様々な手段でスポーツ情報を発信していきます。特に、国の「スポーツ」の定義を踏まえ、趣味や交流のために気軽に体を動かすことや、日常生活や仕事・家事の合間の簡単な運動も「スポーツ」と捉えて楽しく取り組んでいただけるよう、様々な媒体を活用して発信していきます。

(2) 障害者におけるスポーツの推進**①障害者スポーツの実施 <スポーツ青少年課、社会援護課>**

市内の障害者団体と協議・連携し、障害者が参加できるスポーツ教室等、スポーツを実施する機会の提供に努めます。

また、新型コロナウイルスなど、感染症の影響下でも実施できるよう、実施方法を検討して障害者スポーツ大会の開催に取り組みます。

②市以外などからの障害者スポーツ情報の周知 <スポーツ青少年課、社会援護課>

県やスポーツ団体から障害者スポーツ事業の開催等について連絡及び周知があった場合には関係団体への連絡のほか、窓口等にてチラシの掲示を行い、周知を図ります。

また、埼玉県等、市外で開催される障害者スポーツ大会（チャレンジドスポーツ大会）のチラシを窓口で配布して周知し、市内からの参加者を募ります。

③障害者も参加できるスポーツ・レクリエーションの推進 <スポーツ青少年課、社会援護課>

スポーツ推進委員がニュースポーツ教室等を行う際、障害者でも参加できる種目とすることで、障害者にスポーツの紹介及び体験機会の提供を行います。

(3) スポーツの国際交流 【新規】**①スポーツ事業による交流 <スポーツ青少年課> 【新規】**

外国人の方でも気軽に参加出来る事業の実施、紹介を行います。

②スポーツ施設における外国人利用者への対応 <スポーツ青少年課> 【新規】

外国人の方でも利用しやすいよう、施設案内の多言語化等を実施します。

3 基本方針3 スポーツを通じた地域活動の充実

6 スポーツ団体の活動支援

本市のスポーツ推進には、スポーツ協会やスポーツ推進委員、その他地域団体等の活動が重要な役割を果たしています。また、スポーツ競技団体等には加盟せずにスポーツを楽しんでいる個人、スポーツ団体も数多くあり、本市のスポーツの推進に貢献しています。

引き続き、このようなスポーツ関連団体と協力・連携を図りながら、市のスポーツ事業の推進に取り組めます。

(1) スポーツ団体活動の充実

①施設利用の利便性向上 <スポーツ青少年課>

スポーツ団体等に利用機会を提供するために、ホームページを活用して施設の利用状況等の情報提供をすることで、施設利用の利便性向上を図ります。

②スポーツ団体の活動支援 <スポーツ青少年課>【新規】

多種多様な事業を展開していくためのスポーツ団体の担い手が不足しているため、各団体の活動や自立した組織運営を支援します。

(2) 地域におけるスポーツの充実

①スポーツ施設の利用促進 <スポーツ青少年課>【新規】

運動場、総合体育館やアーバンアクア公園及び広沢複合施設の市民プールなど、スポーツ・レクリエーションの活動拠点として利活用を促進します。

②スポーツ推進委員によるスポーツの紹介・指導 <スポーツ青少年課>

スポーツ推進委員が各団体より依頼を受け、希望に応じたスポーツの紹介・指導を行います。

③総合型地域スポーツクラブの設置 <スポーツ青少年課>

子どもから大人まで多世代にわたり身近な地域でスポーツを親しむことができる総合型地域スポーツクラブについて、設置の意向に沿った情報の提供を行います。

7 スポーツを支える人材の育成・確保

スポーツに取り組むには、指導者や審判のほか、多くのボランティアなどの関係者による「ささえる」人が必要不可欠です。

したがって、スポーツボランティアに関する情報を積極的に提供するなど、ボランティア活動の支援を行うほか、スポーツ推進委員や市内で活動するスポーツ関連団体と協力・連携し、人材育成を含めたスポーツ推進に取り組みます。

(1) 指導者の育成と資質向上

①スポーツ少年団における指導者研修等の開催支援 <スポーツ青少年課>

充実した少年団活動をする上で必要不可欠な要素である指導者等について、その大切さや果たす役割に関する理解を深めるため、スポーツ少年団に係る指導者を対象とした研修事業を支援します。

また、スポーツ少年団で活躍する子どもたちの保護者を対象とした研修、講習会の開催を支援します。

②年齢、技能レベルや志向に対応した、スポーツ指導者の育成 <スポーツ青少年課> 【新規】

ケガのリスクを低くするテーピング講座や、AEDを用いた救命救急講習等、市民が安心・安全にスポーツに取り組むために技能向上を目指す講座を、指定管理者やスポーツ協会と連携して実施します。

(2) スポーツボランティアの確保と活用

①スポーツボランティアの募集 <スポーツ青少年課>

地域の力で市のスポーツを盛り上げていくとともに、市民がスポーツを身近なものに感じられるように、大規模なスポーツ事業の開催においてスポーツボランティアを募集します。

(3) スポーツ推進委員の活性化 【新規】

①スポーツ推進委員の充実 <スポーツ青少年課> 【新規】

スポーツ推進委員の人材確保に努めるとともに、地域スポーツの推進役としての資質向上を図るため、スポーツ推進委員の研修を充実します。

②スポーツ推進委員の認知度の向上 <スポーツ青少年課> 【新規】

スポーツ推進委員の役割及び重要性と必要性について、市民に浸透を図り、認知度の向上に努めます。

4 成果指標

成果指標については、現計画において大目標としていた「週1回以上スポーツをする人の割合」を本計画においても、全体の成果指標と設定します。

その他にも、各施策の効果を検証するための指標を基本方針ごとに設定します。

計画全体の成果指標	現状値	目標値
指標1:週1回以上スポーツをする人の割合(%) (スポーツ・レクリエーション活動に関する市民意識調査)	66.8% (R 4)	70.0% (R 9)

基本方針1 「誰もがスポーツを楽しめる環境の充実」の成果指標	現状値	目標値
指標2:市が実施するスポーツ事業に参加した事がある人の割合(%) (スポーツ・レクリエーション活動に関する市民意識調査)	23.1% (R 4)	40.0% (R 9)
指標3:体験型スポーツ事業の参加者数(人) 【スポーツ青少年課集計】	-----人 (R 4)	-----人※1 (R 9)
指標4:年1回以上、スポーツを現地で観戦したことがある市民の割合(%) (スポーツ・レクリエーション活動に関する市民意識調査)	21.4% (R 4)	40.0% (R 9)
指標5:市内のスポーツ施設の延べ利用人数(人) 【スポーツ青少年課集計(和光市教育振興計画)】	467,265人 (R 1)	500,000人※2 (R 9)

※1 今後、開催状況をみて目標値を設定。

※2 市内スポーツ施設の利用者は、コロナ禍により令和2年度以降大きく減少したため、令和元年度の利用人数を現状値とし、和光市教育振興計画における目標値(令和7年度:500,000人)を令和9年度の目標値に適用する。

基本方針2 「スポーツによる社会課題の解決」の成果指標	現状値	目標値
指標6:健康づくりを目的とした事業の参加者数(人) 【スポーツ青少年課集計】	-----人 (R 4)	-----人 (R 9)
指標7:高齢者で週1回以上運動をしている者の割合(%) (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	75.9% (R 3)	77.0% (R 9)
指標8:週に1回以上スポーツをする障害者(成人)の割合(%) (和光市チャレンジドチェック(ニーズ調査))	37.9% (R 1)	40.0% (R 9)
指標9:障害者スポーツを観戦したり体験したことがある人の割合(%) (スポーツ・レクリエーション活動に関する市民意識調査)	7.0%※3 (R 4)	10.0% (R 9)

※3 令和4年度は市民意識調査において「観戦したことがある」と回答した人の割合。

基本方針3 「スポーツを通じた地域活動の充実」の成果指標	現状値	目標値
指標10:市内で活動するスポーツ団体の加盟者数(人) 【スポーツ青少年課集計】	2,051人 (R 4)	2,150人 (R 9)
指標11:最近1年間でスポーツボランティアとして参加した経験がある18歳以上の人の割合(%) (スポーツ・レクリエーション活動に関する市民意識調査)	6.9% (R 4)	10.0% (R 9)
指標12:スポーツ推進委員の認知度(%) (スポーツ・レクリエーション活動に関する市民意識調査)	16.5%※4 (R 4)	30.0% (R 9)

※4 市民意識調査において「活動内容まで知っている」、「名前だけ知っている」と回答した人の割合。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

スポーツ推進計画の各実施施策を総合的かつ計画的に推進するために、以下のとおり、市民やスポーツ推進関係団体や民間企業等がそれぞれの立場から主体的に取り組めるように、連携、協働します。

(1) 市民のニーズの把握と反映

市民が気軽にスポーツに親しむきっかけをつくります。

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法について、市民や関係団体からの意見やニーズを把握し、反映に努めます。

(2) スポーツ団体、民間企業等との連携、協働

計画の推進や目標を達成するためには、本市で活動する各種スポーツ関連団体の参画が不可欠です。

スポーツ協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員、地域団体（自治会、障害者団体、小・中学校校長会、地域青少年を育てる会連合会、生きいきクラブ連合会等）、市の施設を管理運営している指定管理者等との連携・協働を推進していきます。

(3) 全庁的な推進体制

スポーツ推進に関わる部署は、スポーツの担当課だけではなく、シティプロモーション、福祉、公園管理、学校教育、社会教育の担当課等、広範囲にわたります。

本計画で定めた基本目標の実現に向けて、各部署間の綿密な情報交換と連携により、各施策を効率的かつ効果的に推進していくとともに、毎年ヒアリングを行い、各担当所管課における計画の取組状況の把握に努めます。

2 計画の進行管理

本計画の着実な推進を図るため、P l a n（計画を立てる）、D o（実行する）、C h e c k（確認（評価・検討）する）、A c t i o n（見直し、改善策を講じる）という、「P D C A」のサイクルを踏まえた計画の進行管理を随時行います。

計画に掲げた施策については、スポーツ青少年課が中心となり、具体的な取組についての進捗管理を行うとともに、指標の達成状況を計り、改善策の検討も含めた評価を行います。

また、計画の期間内においても、市民の意向や社会環境、スポーツ環境の変化、計画の実施状況を踏まえて、必要な見直しを行うこととし、計画最終年度には進捗状況を総合的に評価し、次期計画に向けた効果的な施策へつなげます。

